

昭和二十五年法律第二百一十一号

地方交付税法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこわすに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによつて、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 地方交付税 第六条の規定により算定した所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれ一定割合の額並びに地方法人税の額で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるといふに国が交付する税をいう。
- 二 地方団体 都道府県及び市町村をいう。
- 三 基準財政需要額 各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該地方団体について第十一条の規定により算定した額をいう。
- 四 基準財政収入額 各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について第十四条の規定により算定した額をいう。
- 五 測定単位 地方行政の種類ごとに設けられ、かつ、この種類ごとにその量を測定する単位で、毎年度の普通交付税を交付するために用いるものをいう。
- 六 単位費用 道府県又は市町村ごとに、標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準とし、補助金、負担金、手数料、使用料、分担金その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のものを財源とすべき部分を除いて算定した各測定単位の単位当たりの費用(当該測定単位の数値につき第十三条第一項の規定を適用した後の測定単位の単位当たりの費用)で、普通交付税の算定に用いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定単位の数値に乘すべきものをいう。

第三条 総務大臣は、常に各地方団体の財政状況の的確な把握に努め、地方交付税(以下「交付

税」という。)の総額を、この法律の定めるところにより、財政需要額が財政収入額をこえる地方団体に対し、衡平にその超過額を補てんすることを旨として交付しなければならない。

2 国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない。

3 地方団体は、その行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するように努め、少くとも法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容を備えるようにしなければならない。

(総務大臣の権限と責任)

第四条 総務大臣は、この法律を実施するため、次に掲げる権限と責任とを有する。

- 一 毎年度分として交付すべき交付税の総額を見積もること。
- 二 各地方団体に交付すべき交付税の額を決定し、及びこれを交付すること。
- 三 第十条、第十五条、第十九条又は第二十条の二に規定する場合において、各地方団体に對する交付税の額を変更し、減額し、又は返還させること。
- 四 第十八条に定める地方団体の審査の申立てを受理し、これに対する決定をすること。
- 五 第十九条第七項(第二十条の二第四項において準用する場合を含む。)に定める異議の申出を受理し、これに対する決定をすること。
- 六 第二十条に定める意見の聴取を行うこと。
- 七 交付税の総額の見積り及び各地方団体に交付すべき交付税の額の算定のために必要な資料を収集し、及び整備すること。
- 八 収集した資料に基づき、常に地方財政の状況を把握し、交付税制度の運用について改善を図ること。
- 九 前各号に定めるもののほか、この法律に定める事項

(交付税の算定に関する資料)

第五条 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料を総務大臣に提出するとともに、これらの資料の基礎となる事項を記載した台帳をそなえておかなければならない。

2 市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料を都道府県知事に提出するとともに、これらの資料の基礎となる事項を記載した台帳をそなえておかなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

4 基準財政需要額の中に含まれる経費に係る地方行政に關係がある国の行政機関(内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項の機関、デジタル庁並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の機関をいう。以下「関係行政機関」という。)は、総務大臣が要求した場合においては、その所管に係る行政に關し、総務大臣の要求に係る交付税の総額の算定又は交付に關し必要な資料を総務大臣に提出しなければならない。

(交付税の総額)

第六条 所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入額の百分の五十、消費税の収入額をもつて交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入見込額の百分の五十、消費税の収入見込額の百分の十九・五並びに地方法人税の収入見込額に相當する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

(交付税の種類等)

第六条の二 交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額は、前条第二項の額の百分の九十四に相當する額とする。

3 毎年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前条第二項の額の百分の六に相當する額とする。

(特別交付税の額の変更等)

第六条の三 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額をこえる

場合においては、当該超過額は、当該年度の特別交付税の総額に加算するものとする。

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第六条第一項に定める率の変更を行うものとする。

(歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務)

第七条 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に關する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳

- イ 各税目ごとの課税標準額、税率、測定見込額及び徴収見込額
- ロ 使用料及び手数料
- ハ 起債額
- ニ 国庫支出金
- ホ 雑収入

二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳

- イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
- ロ 国庫支出金に基く経費の総額
- ハ 地方債の利子及び元金償還金

第八条 各地方団体に対する交付税の額は、毎年度四月一日現在により、算定する。

(廃置分合又は境界変更の場合の交付税の措置)

第九条 前条の期日後において、地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該地方団体に対する交付税の措置については、左の各号の定めるところによる。

- 一 廃置分合に因り一の地方団体の区域がそのまま他の地方団体の区域となつたときは、当該廃置分合の期日後は、当該廃置分合前の地方団体に対して交付すべきであった交付税の額は、当該地方団体の区域が新たに属することとなつた地方団体に交付する。
- 二 廃置分合に因り一の地方団体の区域が分割されたとき、又は境界変更があつたときは、当該廃置分合又は境界変更の期日後は、当該廃置分合又は境界変更前の地方団体に対し交付すべきであった交付税の額は、総務省令で定めるところにより、廃置分合若しくは境界

変更に係る区域又は境界変更に係る区域を除いた当該地方団体の区域を基礎とする独立の地方団体がそれぞれ当該年度の四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方団体に対し交付すべきであった交付税の額にあん分し、当該あん分した額を廃置分合若しくは境界変更に係る区域が属することとなった地方団体又は境界変更に係る区域が属していた地方団体に対し、それぞれ交付する。

（普通交付税の額の算定）

第十条 普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（以下本項中「財源不足額」という。）とする。ただし、各地方団体について算定した財源不足額の合算額が普通交付税の総額をこえる場合においては、次の式により算定した額とする。

3 総務大臣は、前二項の規定により交付すべき普通交付税の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。但し、交付税の総額の増加その他特別の事由がある場合においては、九月一日以後において、普通交付税の額を決定し、又は既に決定した普通交付税の額を変更することができる。

4 総務大臣は、前項の規定により普通交付税の額を決定し、又は変更したときは、これを当該地方団体に通知しなければならない。

5 第三項ただし書の規定により一部の地方団体について既に決定した普通交付税の額を変更した場合においては、それがために他の地方団体について既に決定している普通交付税の額を変更することはしないものとする。

6 当該年度分として交付すべき普通交付税の総額が第二項但書の規定により算定した各地方団体に對して交付すべき普通交付税の合算額に満たない場合においては、当該不足額は、当該年度の特別交付税の総額を減額してこれに充てるものとする。

（基準財政需要額の算定方法）
 第十一条 基準財政需要額は、測定単位の数値を第十三条の規定により補正し、これを当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額を当該地方団体について合算した額とする。
 （測定単位及び単位費用）
 第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

地方団体の種類		測定単位
警察	警察職員数	警察職員数
道路	道路の面積	道路の面積
河川	河川の延長	河川の延長
港湾	港湾における係留施設の延長	港湾における係留施設の延長
漁港	漁港における係留施設の延長	漁港における係留施設の延長
人口	人口	人口

2 中学	教職員数	教職員数
3 高等学校	教職員数	教職員数
4 特別支援学校	生徒数	生徒数
5 その他	学級数	学級数
6 労働費	高等専門学校及び大学の学生の数	高等専門学校及び大学の学生の数
7 生活保護費	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数
8 社会福祉費	町村部人口	町村部人口
9 衛生	人口	人口
10 こども子育て	十八歳以下人口	十八歳以下人口
11 高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	六十五歳以上人口
12 労働	七十五歳以上人口	七十五歳以上人口
13 産業	農家数	農家数
14 農業	公有以外の林野の面積	公有以外の林野の面積
15 林野	公有林野の面積	公有林野の面積
16 水産	水産業者数	水産業者数
17 商工	人口	人口
18 行政		
19 行政		
20 行政		
21 行政		
22 行政		
23 行政		
24 行政		
25 行政		
26 行政		
27 行政		
28 行政		
29 行政		
30 行政		
31 行政		
32 行政		
33 行政		
34 行政		
35 行政		
36 行政		
37 行政		
38 行政		
39 行政		
40 行政		
41 行政		
42 行政		
43 行政		
44 行政		
45 行政		
46 行政		
47 行政		
48 行政		
49 行政		
50 行政		
51 行政		
52 行政		
53 行政		
54 行政		
55 行政		
56 行政		
57 行政		
58 行政		
59 行政		
60 行政		
61 行政		
62 行政		
63 行政		
64 行政		
65 行政		
66 行政		
67 行政		
68 行政		
69 行政		
70 行政		
71 行政		
72 行政		
73 行政		
74 行政		
75 行政		
76 行政		
77 行政		
78 行政		
79 行政		
80 行政		
81 行政		
82 行政		
83 行政		
84 行政		
85 行政		
86 行政		
87 行政		
88 行政		
89 行政		
90 行政		
91 行政		
92 行政		
93 行政		
94 行政		
95 行政		
96 行政		
97 行政		
98 行政		
99 行政		
100 行政		

1 徴税	世帯数	世帯数
2 恩給	恩給受給権者数	恩給受給権者数
3 地域	人口	人口
4 振興費		
5 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方債法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同条第十項に規定する基準に照らして同意をすることとなる）と認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）に係る元利償還金（償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、その償還が元金均等半年賦償還の方法によることとした場合における元利償還金に相当する額。以下同じ。）	平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
6 補正		
7 算償		
8 償還		
9 地方		
10 地方		
11 地方		
12 地方		
13 地方		
14 地方		
15 地方		
16 地方		
17 地方		
18 地方		
19 地方		
20 地方		
21 地方		
22 地方		
23 地方		
24 地方		
25 地方		
26 地方		
27 地方		
28 地方		
29 地方		
30 地方		
31 地方		
32 地方		
33 地方		
34 地方		
35 地方		
36 地方		
37 地方		
38 地方		
39 地方		
40 地方		
41 地方		
42 地方		
43 地方		
44 地方		
45 地方		
46 地方		
47 地方		
48 地方		
49 地方		
50 地方		
51 地方		
52 地方		
53 地方		
54 地方		
55 地方		
56 地方		
57 地方		
58 地方		
59 地方		
60 地方		
61 地方		
62 地方		
63 地方		
64 地方		
65 地方		
66 地方		
67 地方		
68 地方		
69 地方		
70 地方		
71 地方		
72 地方		
73 地方		
74 地方		
75 地方		
76 地方		
77 地方		
78 地方		
79 地方		
80 地方		
81 地方		
82 地方		
83 地方		
84 地方		
85 地方		
86 地方		
87 地方		
88 地方		
89 地方		
90 地方		
91 地方		
92 地方		
93 地方		
94 地方		
95 地方		
96 地方		
97 地方		
98 地方		
99 地方		
100 地方		

村 町 市		十一 財源 対策債償 還費	十二 臨 時財政対 策債償還 費	十三 東 日本大震 災全国緊 急防災施 策等債償 還費	十四 国 土強靱化 施策債償 還費	一 消 防	二 土 木	一 道 路	二 港 湾
長	漁港における係留施設の延	平成十六年度から令和五年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	臨時財政対策のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	平成二十五年度から令和五年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	令和元年度から令和五年度までの各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	人口	道路の面積	道路の延長	港湾における係留施設の延長

三 都市 計画費	四 公 園	五 下 水	六 土 木	七 小 学	八 中 学	九 高 等	十 其 他	一 生 活	二 社 会	三 保 健	四 子 育	五 高 齢	六 清 掃
長	都市計画区域における人口	都市公園の面積	人口	児童数	生徒数	学級数 学校数 教職員数	人口	市部人口	人口	人口	十八歳以下人口	六十五歳以上人口	七十五歳以上人口

十一 産 業	十二 農 業	十三 林 野	十四 商 工	十五 政 務	十六 徴 税	十七 戸 籍	十八 地 域	十九 災 害	二十 辺 地	二十一 補 正	二十二 地 方
農家数	農業及び水産業の従業者数	人口	人口	世帯数	世帯数	戸籍数	人口	面積	辺地対策事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	平成十六年度から令和五年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

十一 財 源対策債 償還費	十二 減 税	十三 臨 時財政対 策債償還 費	十四 東 日本大震 災全国緊 急防災施 策等債償 還費	十五 国 土強靱化 施策債償 還費	一 測 定単 位の種 類	二 測 定単 位の種 類
平成十三年度から令和五年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	臨時財政対策のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	平成二十五年度から令和五年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	令和元年度から令和五年度までの各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	測定単位の数値の算定の基礎	測定単位の数値の算定の基礎

2 地方行政に要する経費のうち個別算定経費以外のものの測定単位は、道府県又は市町村ごとに、人口及び面積とする。

3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。

一 人 口	一 人 口
官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人口

二 面 積	国土地理院において公表した最近の当該地方団体の面積	九 漁 港 に お け る 係 留 施 設 の 延 長	漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百十七号）第三十六条の二第一項の漁港台帳（以下「漁港台帳」という。）に記載されている係留施設の延長で当該地方団体が経費を負担する漁港に係るもの	ル ト メ ロ キ 方 平	十 漁 港 に お け る 外 郭 施 設 の 延 長	最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口で都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項の都市計画区域に係るもの	ル ト メ ロ キ 方 平	三 警 察 職 員 数	警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十七条に規定する政令で定める基準により算定した当該道府県の警察職員数	人 ル ト メ ロ キ 方 平	四 道 路 の 面 積	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十八条に規定する道路台帳（以下「道路台帳」という。）に記載されている道路で当該地方団体が管理するものの面積	ル ト メ ロ キ 方 平	五 道 路 の 延 長	道路台帳に記載されている道路で当該地方団体が管理するものの延長	ル ト メ ロ キ 方 平	六 河 川 の 延 長	河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十二条第二項に規定する河川現況台帳に記載されている河川で当該地方団体がその経費を負担するものの河岸のうち、当該地方団体の区域内に所在するものの延長	ル ト メ ロ キ 方 平	七 港 湾 に お け る 係 留 施 設 の 延 長	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十八条の二第一項の港湾台帳（以下「港湾台帳」という。）に記載されている係留施設の延長で当該地方団体が経費を負担する港湾に係るもの	ル ト メ ロ キ 方 平	八 港 湾 に お け る 外 郭 施 設 の 延 長	港湾台帳に記載されている外郭施設（港湾法第二条第五項第九号の二に掲げる廃棄物処理施設のうち廃棄物処理施設を含む。）の延長で当該地方団体が経費を負担する港湾に係るもの	ル ト メ ロ キ 方 平																		
九 漁 港 に お け る 係 留 施 設 の 延 長	漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百十七号）第三十六条の二第一項の漁港台帳（以下「漁港台帳」という。）に記載されている係留施設の延長で当該地方団体が経費を負担する漁港に係るもの	十 漁 港 に お け る 外 郭 施 設 の 延 長	最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口で都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項の都市計画区域に係るもの	ル ト メ ロ キ 方 平	十一 都 市 計 画 区 域 に お け る 人 口	都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第十七条第一項に規定する都市公園台帳に記載されている都市公園で当該市町村が管理するものの面積	ル ト メ ロ キ 方 平	十三 小 学 校 の 教 職 員 数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十二年法律第百十六号）に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次号から第十六号までにおいて同じ。）の教職員に係る当該道府県の定数	ル ト メ ロ キ 方 平	十四 小 学 校 の 児 童 数	最近の統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第六項に規定する基幹統計調査（以下「基幹統計調査」という。）で学校に係るもの（以下「学校基本調査」という。）の結果による当該市町村立の小学校に在学する学齢児童の数	ル ト メ ロ キ 方 平	十五 小 学 校	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準	ル ト メ ロ キ 方 平	十六 小 学 校 の 学 級 数	により算定した当該市町村立の小学校の学級数	ル ト メ ロ キ 方 平	十七 中 学 校 の 教 職 員 数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程並びに当該道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び夜間その他特別の時間において主として学齢を超過した者に対して指導を行うための教育課程を実施するものに限る。）及び中等教育学校の前期課程の教職員に係る当該道府県の定数	ル ト メ ロ キ 方 平	十八 中 学 校 の 生 徒 数	最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。次号及び第二十号において同じ。）に在学する学齢生徒の数	ル ト メ ロ キ 方 平	十九 中 学 校 の 学 級 数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該市町村立の中学校の学級数	ル ト メ ロ キ 方 平	二十 中 学 校 の 学 校 数	最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の数	ル ト メ ロ キ 方 平	二十一 高 等 学 校 の 教 職 員 数	道府県にあつては公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の規定により算定した当該道府県立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この号において同じ。）の教職員定数（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の当該道府県の区域内の市町村立の高等学校の定時制の課程に係る校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の数を含む。）、市町村にあつては公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の規定により算定した当該市町村立の高等学校の教職員定数（指定都市以外の市町村にあつては、当該市町村立の高等学校の定時制の課程に係る校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、助教諭及び講師の数を除く。）	ル ト メ ロ キ 方 平	二十二 高 等 学 校 の 生 徒 数	最近の学校基本調査の結果による当該地方団体の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制の課程又は定時制の課程に在学する生徒の数	ル ト メ ロ キ 方 平	二十三 支 援 学 校 の 教 職 員 数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の公立の特別支援学校の小学校及び中学校の教職員に係る当該道府県の定数並びに公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に規定する教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の公立の特別支援学校の小学校及び中学校の教職員に係る当該道府県の定数	ル ト メ ロ キ 方 平	二十四 支 援 学 校 の 学 級 数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該道府県立の特別支援学校の小学校及び中学校の学級数並びに最近の学校基本調査の結果による当該道府県	ル ト メ ロ キ 方 平

方債に 係る元 利償還	四十二 平成	国庫の負担金若しくは補助金を 受けて施行した事業に係る経費 又は国等の行う事業に係る負担 金に充てるため平成四年度から 平成十年度までの各年度におい て発行を許可された地方債で当 該国庫の負担金若しくは補助金 又は国等の行う事業が当該各年 度の国の補正予算により追加さ れた歳出又は国の公共事業等予 備費の使用に係るもののうち総 務大臣が指定するものに係る当 該年度における元利償還金
方債に 係る元 利償還	四十三 平成	国庫の負担金若しくは補助金を 受けて施行した事業に係る経費 又は国等の行う事業に係る負担 金に充てるため平成十六年度か ら令和五年度までの各年度にお いて発行について同意又は許可 を得た地方債で当該国庫の負担 金若しくは補助金又は国等の行 う事業が当該各年度の国の補正 予算により追加された歳出又は 国の公共事業等予備費の使用に 係るもののうち総務大臣が指定 するものの額

円千

円千

可を得 た地方 債の額	四十四 平成	(1) 道府県にあつては道府県 民税の法人税割及び利子割、法 人の行う事業に対する事業税、 地方法人特別譲与税並びに特別 法人事業譲与税の減収補填のた め平成十六年度から令和五年度 までの各年度において特別に発 行について同意又は許可を得た 地方債の額の百分の七十五に相 当する額、市町村にあつては市 町村民税の法人税割、地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十 六号)第七十一条の二十六の規 定により市町村に対し交付する ものとされる利子割に係る交付 金(以下「利子割交付金」とい う。)及び同法第七十二条の七 十六又は第七百三十四条第四項 の規定により市町村に対し交付 するものとされる法人の行う事 業に対する事業税に係る交付金 (以下「法人事業税交付金」と いう。)の減収補填のため平成 十七年度から令和五年度までの 各年度において特別に発行につ いて同意又は許可を得た地方債 の額の百分の七十五に相当す る額
可を得 た地方 債の額	四十五 平成	(2) 道府県にあつては地方消 費税、不動産取得税、道府県た ばこ税、ゴルフ場利用税、軽油 引取税、地方税法第四百八十五 条の十三第三項の規定により都 道府県に対し交付するものとさ れる市町村たばこ税に係る交付 金(第十四条第一項及び第三項 において「市町村たばこ税都道 府県交付金」という。)、地方揮 発油譲与税及び航空機燃料譲与 税の減収補填のため令和二年度 において特別に発行について同 意又は許可を得た地方債の額、 市町村にあつては市町村たばこ 税、同法第七十二条の百十五の

円千

規定により市町村に対し交付す るものとされる地方消費税に係 る交付金(第十四条第一項及び 第三項において「地方消費税交 付金」という。)、同法第百三条 の規定によりゴルフ場所在の市 町村に対し交付するものとされ るゴルフ場利用税に係る交付金 (第十四条第一項及び第三項に おいて「ゴルフ場利用税交付 金」という。)、同法第百四十四 条の六十第一項の規定により道 路法第七条第三項に規定する指 定市(第十四条第一項において 「指定市」という。))に対し交 付するものとされる軽油引取税 に係る交付金(第十四条第一項及 び第三項において「軽油引取税 交付金」という。)、地方揮発油 譲与税及び航空機燃料譲与税の 減収補填のため令和二年度にお いて特別に発行について同意又 は許可を得た地方債の額	四十六 平成	(1) 地方税法等の一部を改正 する法律(平成六年法律第百十 一号。以下この号において「地
規定により市町村に対し交付す るものとされる地方消費税に係 る交付金(第十四条第一項及び 第三項において「地方消費税交 付金」という。)、同法第百三条 の規定によりゴルフ場所在の市 町村に対し交付するものとされ るゴルフ場利用税に係る交付金 (第十四条第一項及び第三項に おいて「ゴルフ場利用税交付 金」という。)、同法第百四十四 条の六十第一項の規定により道 路法第七条第三項に規定する指 定市(第十四条第一項において 「指定市」という。))に対し交 付するものとされる軽油引取税 に係る交付金(第十四条第一項及 び第三項において「軽油引取税 交付金」という。)、地方揮発油 譲与税及び航空機燃料譲与税の 減収補填のため令和二年度にお いて特別に発行について同意又 は許可を得た地方債の額	四十七 平成	(2) 地方税法等の一部を改正 する法律(平成九年法律第九 号)第一条の規定による改正前 の地方税法附則第三条の四の規 定による個人の道府県民税又は 市町村民税に係る特別減税によ る平成八年度の減収額

円千

円千

道府県民税 又は市 町村民 税に係 る特別 減税等 による 平成六 年度か ら平成 八年度 まで及 び平成 十六年 度から 平成十 八年度 までの 各年度 の減収 額	四十八 平成	(3) 地方税法等改正法の施行 による個人の道府県民税又は市 町村民税の平成六年度から平成 八年度までの各年度の減収額
道府県民税 又は市 町村民 税に係 る特別 減税等 による 平成六 年度か ら平成 八年度 まで及 び平成 十六年 度から 平成十 八年度 までの 各年度 の減収 額	四十九 平成	(4) 地方税法及び国有資産等 所在市町村交付金法の一部を改 正する法律(平成九年法律第九 号)第一条の規定による改正前 の地方税法附則第三条の四の規 定による個人の道府県民税又は 市町村民税に係る特別減税によ る平成八年度の減収額
道府県民税 又は市 町村民 税に係 る特別 減税等 による 平成六 年度か ら平成 八年度 まで及 び平成 十六年 度から 平成十 八年度 までの 各年度 の減収 額	五十 平成	(5) 地方交付税法等の一部を 改正する法律(平成十八年法律 第八号)第八条による改正前の 地方特例交付金等の地方財政の 特別措置に関する法律(平成十 一年法律第十七号)第十三条の 規定により平成十六年度から平 成十八年度までの各年度におい て起すことができることとされ た地方債の額
道府県民税 又は市 町村民 税に係 る特別 減税等 による 平成六 年度か ら平成 八年度 まで及 び平成 十六年 度から 平成十 八年度 までの 各年度 の減収 額	五十一 平成	(6) 地方財政法第三十三条の 五の四の規定により平成十六年 度から平成十八年度までの各年 度において起すことができる こととされた地方債の額

四十七 臨時 財政 のた め平 成六 年から 令和五 年度ま での各 年度に おいて 特別に 起こす ことが できる ことと された 地方債 の額	(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二十四号)第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額
四十八 平成 二十五 年度か ら令和 五年度 までの 各年度 におい て起こ すこと とされ た地方 債の額	(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五号)第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額
四十九 令和	(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五号)第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年年度において起こすことができることとされた地方債の額
	(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五号)第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年年度から平成二十五年年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額
	(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三号)第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年年度から平成二十八年年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額
	(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第六号)第三条の規定による改正

円千

四十九 令和	前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から令和元年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額
	(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第二号)第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和二年度から令和四年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額
	(8) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和五年度において起こすことができることとされた地方債の額
	(1) 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)第二条に定める基本理念に基づき平成二十五年年度から平成二十七年年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十五年度から平成二十七年年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額
	(2) 全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十五年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額
	(1)に掲げるものを除く。
	全国的に、かつ、緊急に実施する国土強靱化のための施策に要する費用に充てるため令和元年度から令和五年度までの各年度において同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額

円千

元年度から令和五年度までの各年度におい	する費用に充てるため令和元年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額
4 第一項の測定単位ごとの単位費用は、別表第一に定めるとおりとする。	
5 第二項の測定単位ごとの単位費用は、別表第二に定めるとおりとする。	
6 地方行政に係る制度の改正その他特別の事由により前二項の単位費用を変更する必要がある場合には、国会の閉会中であるときに限り、政令で前二項の単位費用についての特例を設けることができる。この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。	
第十三条 面積、高等学校の生徒数その他の測定単位で、そのうちに種別があり、かつ、その種別ごとに単位当たりの費用に差があるものについては、その種別ごとの単位当たりの費用の差に応じ当該測定単位の数値を補正することができる。	
2 前項の測定単位の数値の補正(以下「種別補正」という。)は、当該測定単位の種別ごとの数値に、その単位当たりの費用の割合を基礎として総務省令で定める率を乗じて行うものとする。	
3 前条第三項及び前二項の規定により算定された測定単位の数値は、地方団体ごとに、当該測定単位につき次に掲げる事項を基礎として次項に定める方法により算定した補正係数を乗じて補正するものとする。	

1 人口その他測定単位の数値の多少による段階	
2 人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの	
3 地方団体の態容	
4 寒冷度及び積雪度	
4 前項の測定単位の数値に係る補正係数は、経費の種類ごとに、かつ、測定単位ごとにそれぞれ次に定める方法を基礎として、総務省令で定めるところにより算定した率とする。	
一 前項第一号の補正(以下「段階補正」という。)は、当該行政に要する経費の額が測定単位の数値の増減に応じて減減し、又は増増するものについて行うものとし、当該段階補正に係る係数は、超過累進又は超過累進の方法により総務省令で定める率を用いて算定した数値を当該率を用いて算定した数値で除して算定する。この場合において、行政権能等の差があることにより経費の額が割高又は割安となるため第三号イの補正の適用される経費については、当該経費の測定単位の数値に当該割高となり、又は割安となる割合に応じ総務省令で定める率を乗じた数値を用いて当該段階補正に係る係数を算定することができるものとする。	
二 前項第二号の補正(以下「密度補正」という。)は、当該行政に要する経費の額が人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの(以下この号において「人口密度等」という。)の増減に応じて減減し、又は増増するものについて行うものとし、当該密度補正に係る係数は、超過累進又は超過累進の方法により総務省令で定める率を用いて算定した人口密度等を当該率を用いて算定した人口密度等で除して算定する。	
三 前項第三号の補正(以下「態容補正」という。)は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が、地方団体の態容に応じてそれぞれ割高となり、又は割安となるものについて行うものとし、当該態容補正に係る係数は、次に掲げるところにより算定する。	
イ 道府県の態容に係るものにあつては、当該道府県の区域内の市町村については、行政の質及び量の差又は行政権能等の差に基づいて割高となり、又は割安となる割合を基礎として市町村の全部又は一部の種類に	

じ、総務省令で定める率を当該区域内の市町村の種類ごとの測定単位の数値（当該市町村の種類ごとの測定単位の数値によることができないか、又は適当でない）と認められる経費で総務省令で定めるものについては、人口その他総務省令で定める数値）に乘じて得た数値を合算した数値を当該率を乗じて得た数値で除して算定する。

ロ 市町村の態容に係るものにあつては、行政の質及び量の差又は行政機能等の差に基づいてその割高となり、又は割安となる度合を基礎として市町村の種類に応じ、総務省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乗じて算定した数値で除して算定する。

ハ 小学校費、中学校費、社会福祉費その他の経費で総務省令で定めるものに係るものにあつては、人口の年齢別構成、公共施設の整備の状況その他地方団体の態容に応じて当該経費を必要とする度合について、総務省令で定める指標により測定した総務省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乗じて算定した数値で除して算定する。

四 前項第四号の補正（以下「寒冷補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が寒冷又は積雪の度合により割高となるものについて行うものとし、当該寒冷補正に係る係数は、その割高となる給与の差、寒冷の差又は積雪の差ごとに、地域の区分に応じそれぞれその割高となる度合を基礎として総務省令で定める率を当該地域における測定単位の数値（当該地域における測定単位の数値によることができないか、又は適当でない）と認められる経費で総務省令で定めるものについては、人口）に乘じて得た数値を当該率を用いないで算定した数値で除して得た数値の合計数に一を加えて算定する。

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

道府県		種類の体団方地	
1 警察	測定単位 警察職員数	補正の種類 段階補正	経費の種類 経費の種類
2 土木	道路の面積	密度補正、及び寒冷補正	道路の延長
3 川河	河川の延長	補正	港湾における係留施設の延長
4 その他	郭施設の延長	補正	郭施設の延長
5 育費	人口	段階補正及び密度補正	人口
6 学校費	教職員数	密度補正、及び寒冷補正	教職員数
7 学校費	教職員数	段階補正	教職員数
8 高等学校	教職員数	密度補正、及び寒冷補正	教職員数
9 特別支援学校費	生徒数、教職員数	段階補正	生徒数、教職員数
10 教育費	学級数	密度補正、及び寒冷補正	学級数
11 労働厚生費	人口	段階補正、及び寒冷補正	人口
12 生活保護費	町村部人口	密度補正、及び寒冷補正	町村部人口
13 社会福祉費	人口	補正	人口
14 衛生費	人口	密度補正、及び寒冷補正	人口
15 子ども子育て費	十八歳以下人口	補正	十八歳以下人口
16 高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	密度補正、及び寒冷補正	六十五歳以上人口
17 労働費	七十五歳以上人口	密度補正	七十五歳以上人口
18 農業費	農家数	段階補正、及び寒冷補正	農家数
19 行政費	農家数	密度補正、及び寒冷補正	農家数
20 林野	公有以外の林野の面積	段階補正、及び寒冷補正	公有以外の林野の面積
21 行政	水産業者数	補正	水産業者数
22 行政	人口	段階補正、及び寒冷補正	人口
23 行政	人口	補正	人口
24 総務費	世帯数	段階補正	世帯数
25 徴税費	人口	段階補正、及び寒冷補正	人口
26 地域振興費	人口	密度補正、及び寒冷補正	人口
27 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金の額	補正	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金の額
28 八補正	平成十六年度から令和五年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	補正	平成十六年度から令和五年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
29 八補正	平成十六年度から令和五年度までの各年度から令和五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	補正	平成十六年度から令和五年度までの各年度から令和五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
30 十対策財	令和十六年度から令和五年度までの各年度から令和五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	補正	令和十六年度から令和五年度までの各年度から令和五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額

費 債 政 臨 十二 債 対 時 二 還 策 財	費 債 源 十 債 対 策 財	費 債 收 九 債 補 税 地 還 填 減	費 債 還 十一 債 補 税 減 還 費 償	費 債 還 十二 債 補 税 減 還 費 償
の各年度にお いての補正予 算等に係る事 業の財源に充 てるため発行 について同意 又は許可を得 た地方債の額	平成十三年度 から令和五年 度までの各年 度の財源に充 てるため発行 について同意 又は許可を得 た地方債の額	地方税の減収 補填のため平 成十七年度か ら令和五年 度までの各年 度において特 別に発行につ いて同意又は 許可を得た地 方債の額	個人に於ける 特別減税等 による平成 八年度から 平成十六年 度までの各 年度の減収 を補填する ため当該各 年度におい て特別に起 こすことと されること とされた地 方債の額	臨時財政対策 のため平成 十六年度か ら令和五年 度までの各 年度におい て特別に起 こすことと されること とされた地 方債の額
種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正

10	9	8	7	6	14	13	12
人口、学校数その他の測定単位の数値が急激に増加し、又は減少した地方団体、廃置分合又は境界変更のあった地方団体及び組合（地方自	寒冷補正を行う場合には、第四項第四号の地域は、総務省令で定めるところにより、給与の差、寒冷の差及び積雪の差ごとに、市町村の区域によつて区分するものとする。	態容補正を行う場合には、第四項第三号の市町村は、総務省令で定めるところにより、人口集中地区人口、経済構造その他行政の質及び量の差を表現する指標ごとに算定した点数に基づいて区分し、又はその有する行政権能等の差によつて区分するものとする。	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正のうち二以上を併せて行う場合には、測定単位の数値に係る補正係数は、二以上の事由を通じて一の率を定め、又は各事由ごとに算定した率（二以上の事由を通じて定めた率を用いて算定した率を含む。）を総務省令で定めるところにより連乗し、又は加算して得た率によるものとする。	前条第二項の測定単位の数値については、道府県又は市町村ごとに、人口にあつては段階補正を、面積にあつては種別補正を行うものとする。	国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	東日本大震災から令和五年までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	前各項に定めるもののほか、補正係数の算定方法につき必要な事項は、総務省令で定める。（基準財政収入額の算定方法）
種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正

11 災害復旧費に係る測定単位の数値については、総務省令で定めるところにより、当該数値の当該地方団体の税収収入額に対する比率に応じ、補正するものとする。

12 前各項に定めるもののほか、補正係数の算定方法につき必要な事項は、総務省令で定める。（基準財政収入額の算定方法）

第十四条 基準財政収入額は、道府県にあつては基準税率をもつて算定した当該道府県の普通税（法定外普通税を除く。）の収入見込額（利子割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の利子割の収入見込額から利子割交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、配当割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の配当割の収入見込額から地方税法第七十一条の四十七の規定により市町村に対し交付するものとされる配当割に係る交付金（以下この項及び第三項において「配当交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、株式等譲渡所得割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の株式等譲渡所得割の収入見込額から同法第七十一条の六十七の規定により市町村に対し交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金（以下この項及び第三項において「株式等譲渡所得割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、法人の行う事業に対する事業税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額から当該収入見込額を基礎として同法第七十二条の七十六の規定の例により算定した法人事業税交付金の交付見込額を控除した額とし、地方消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の地方消費税の収入見込額から地方消費税交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、ゴルフ場利用税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県のゴルフ場利用税の収入見込額からゴルフ場利用税交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額と

し、指定市を包括する道府県の軽油引取税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の軽油引取税の収入見込額から軽油引取税交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、環境性能割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の環境性能割の収入見込額から同法第七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下「環境性能割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）当道府県の市町村たばこ税都道府県交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の特別法人事業譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した国有資産等所在市町村交付金（昭和三十一年法律第八十二号）第十四条第一項の国有資産等所在都道府県交付金（次項及び第三項において「都道府県交付金」という。）の収入見込額の合算額、市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額（市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該市町村の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）当道府県の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、基準税率をもつて算定した当該市町村を包括する道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該市町村の法人事業税交付金の収入見込額、当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した国有資産等所在市町村交付金法第二条第一項の国有

資産等所在市町村交付金（以下この条において「市町村交付金」という。）の収入見込額の合算額（指定市については、基準税率をもつて算定した当該指定市の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額（市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該指定市の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）、当該指定市の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、基準税率をもつて算定した当該指定市を包括する道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該指定市の法人事業税交付金の収入見込額、当該指定市の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該指定市の市町村交付金の収入見込額の合算額）とする。

2 前項の基準税率は、地方税法第一条第一項第五号に規定する標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。）の道府県税にあつては百分の七十五に相当する率（同法第七十二条の二十四の四に規定する課税標準により課する事業税については、当該道府県が同法第七十二条の二十四の七第十項の規定により定める税率を基礎として総務省令で定める率の百分の七十五に相当する率とする。）、市町村税にあつては百分の七十五に相当する率とし、前項の基準率は、都道府県交付金にあつては国有資産等所在市町村交付金法第三条第一項に規定する率の百分の七十五に相当する率、市町村交付金にあつては同項に規定する率の百分の七十五に相当する率とする。

3 第一項の基準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に

項目	道府県											掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎により、総務省令で定める方法により、算定するものとする。
	1 道府県民	2 均等割	3 所得割	4 法人税割	5 利子割	6 配当割	7 株式等譲渡所得	8 個人事業税	9 法人の行	10 人の行	11 事業に対する	
収入の項目	基準税額等の算定の基礎											
1 道府県民	前年度分の均等割の課税の基礎となつた納税義務者数											
2 均等割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び課税標準等の額											
3 所得割	当該道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の法人税割の課税標準等の額											
4 法人税割	前年度分の利子割の課税標準等の額											
5 利子割	前年度の配当割の課税標準等の額											
6 配当割	前年度の株式等譲渡所得割の課税標準等の額											
7 株式等譲渡所得	前年度の個人事業税の課税の基礎となつた課税標準の数値及び納税義務者数											
8 個人事業税	当該道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値											
9 法人の行	当該道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値											
10 人の行	当該道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値											
11 事業に対する	当該道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値											

1 地方消費	2 譲渡	3 貨物割	4 不動産取得	5 道府県たばこ税	6 ゴルフ場利用	7 軽油引取	8 自動車	9 環境性能	10 別種	11 区	12 別種	13 区	14 別種	15 区	16 別種	17 区	18 別種	19 区	20 別種
1 地方消費	前年度の譲渡割の課税標準等の額																		
2 譲渡	前年度の貨物割の課税標準等の額																		
3 貨物割	前年度及び前々年度における不動産取得税の課税標準等の額																		
4 不動産取得	前年度の道府県たばこ税の課税標準数																		
5 道府県たばこ税	当該道府県に所在するゴルフ場の延利用人員																		
6 ゴルフ場利用	前年度の軽油引取税に係る課税標準たる数量																		
7 軽油引取	前年度中における当該道府県の区域内に設置場を有した自動車（地方税法第四百五十五条第三号に規定する自動車をいう。以下この号において同じ。）の取得件数																		
8 自動車	当該道府県の区域内に設置場を有する自動車の台数																		
9 環境性能	飲業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五十九条に規定する飲業原簿に登録されている飲区的面積（地方税法附則第十三条に規定する飲区にあつては、当該飲区に係る河床の延長）及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）第三十二条に規定する特定飲業原簿に登録されている共同開発飲区的面積																		
10 別種																			
11 区																			
12 別種																			
13 区																			
14 別種																			
15 区																			
16 別種																			
17 区																			
18 別種																			
19 区																			
20 別種																			

10 定資産	11 市町村	12 市町村	13 市町村	14 市町村	15 市町村	16 市町村	17 市町村	18 市町村	19 市町村	20 市町村	21 市町村	22 市町村	23 市町村	24 市町村	25 市町村	26 市町村	27 市町村	28 市町村	29 市町村	30 市町村
10 定資産	当該道府県の区域内における地方税法第三百四十九条の四に規定する大規模の償却資産又は同法第三百四十九条の五に規定する新設大規模償却資産で同法第七百四十条の規定により当該道府県が固定資産税を課することができるものに係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額の合計額から同法第三百四十九条の四又は第三百四十九条の五の規定により市町村が課することができ固定資産税の課税標準を控除した額																			
11 市町村	当該道府県が包括する市町村の前年度の市町村たばこ税の課税標準数量等																			
12 市町村	前年度の特別法人事業譲与税の譲与額																			
13 市町村	前年度の地方揮発油譲与税の譲与額																			
14 市町村	前年度の石油ガス譲与税の譲与額																			
15 市町村	前年度の自動車重量譲与税の譲与額																			
16 市町村	前年度の航空機燃料譲与税の譲与額																			
17 市町村	前年度の森林環境譲与税の譲与額																			
18 市町村	前年度の森林環境譲与税の譲与額																			
19 市町村	前年度の森林環境譲与税の譲与額																			
20 市町村	前年度の森林環境譲与税の譲与額																			
21 市町村	前年度の森林環境譲与税の譲与額																			
22 市町村	前年度の森林環境譲与税の譲与額																			
23 市町村	前年度の森林環境譲与税の譲与額																			
24 市町村	前年度の森林環境譲与税の譲与額																			
25 市町村	前年度の森林環境譲与税の譲与額																			
26 市町村	前年度の森林環境譲与税の譲与額																			
27 市町村	前年度の森林環境譲与税の譲与額																			
28 市町村	前年度の森林環境譲与税の譲与額																			
29 市町村	前年度の森林環境譲与税の譲与額																			
30 市町村	前年度の森林環境譲与税の譲与額																			

十八 都道府 県交付 金	当該道府県の区域内における 国有資産等所在市町村交付金 法第五条第一項に規定する大 規模の償却資産又は同法第六 条第一項に規定する新設大規 模償却資産で同法第十四条第 一項の規定により当該道府県 に都道府県交付金が交付され るべきものに係る当該年度の 交付金算定標準額（同法第三 条第二項に規定する交付金算 定標準額をいう。以下この号 において同じ。）の合計額から 同法第五条又は第六条の規定 により市町村に交付されるべ き市町村交付金に係る当該大 規模の償却資産又は新設大規 模償却資産の交付金算定標準 額を控除した額
一 市 民 市	前年度分の均等割の課税の基 礎となつた納税義務者数 前年度分の所得割の課税の基 礎となつた納税義務者等の数 及び課税標準等の額
二 定 資 産	前年度分の均等割の課税の基 礎となつた納税義務者数 前年度分の所得割の課税の基 礎となつた納税義務者等の数 及び課税標準等の額
三 地 士	前年度分の均等割の課税の基 礎となつた納税義務者数 前年度分の所得割の課税の基 礎となつた納税義務者等の数 及び課税標準等の額
四 家 屋	前年度分の均等割の課税の基 礎となつた納税義務者数 前年度分の所得割の課税の基 礎となつた納税義務者等の数 及び課税標準等の額
五 償 却 資 産	前年度分の均等割の課税の基 礎となつた納税義務者数 前年度分の所得割の課税の基 礎となつた納税義務者等の数 及び課税標準等の額

三 自 動 車 税	当該市町村が課することがで きる固定資産税の課税標準と なるべき額
一 境 能 割	前年度中における当該市町村 の区域内に定置場を有した三 輪以上の地方税法第四百四十 二条第五号に規定する軽自動 車の取得件数
二 種 別 割	当該市町村の区域内に定置場 を有する地方税法第四百四十 二条第三号に規定する軽自動 車の種類別の台数
四 市 村 た ば こ 税	前年度の市町村たばこ税の課 税標準数量
五 産 税	鉱物の生産量及び山元価格
六 別 土 地 保 有 税	前年度における特別土地保有 税の課税標準額
七 業 所 税	前年度における事業所税の課 税標準額（当該年度において 新たに事業所税を課すること となる市にあつては、当該年 度における事業所税の課税標 準となるべき事業所床面積及 び従業者給与総額）
八 子 割 交 付 金	前年度の利子割交付金の交付 額
九 配 当 交 付 金	前年度の配当割交付金の交付 額
十 株 式 等 譲 渡 所 得 交 付 金	前年度の株式等譲渡所得割交 付金の交付額
十一 法 人 事 業 税 交 付 金	当該市町村を包括する道府県 の区域内に事務所又は事業所 を有する法人に係る前年度分 の事業税の課税標準等の数値 並びに前年度の法人事業税交 付金の交付額の算定に用いた

十二 地 方 消 費 税 交 付 金	当該道府県の従業者数及び当 該市町村の従業者数
十三 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	当該市町村に所在するゴルフ 場の延利用人員
十四 軽 油 引 取 税 交 付 金	前年度の軽油引取税交付金の 交付額
十五 環 境 性 能 割 交 付 金	前年度の環境性能割交付金の 交付額
十六 地 方 揮 発 油 讓 与 税	前年度の地方揮発油讓与税の 讓与額
十七 特 別 と ん 讓 与 税	前年度の特別とん讓与税の讓 与額
十八 石 油 ガ ス 讓 与 税	前年度の石油ガス讓与税の讓 与額
十九 自 動 車 重 量 讓 与 税	前年度の自動車重量讓与税の 讓与額
二十 航 空 機 燃 料 讓 与 税	前年度の航空機燃料讓与税の 讓与額
二十一 森 林 環 境 讓 与 税	前年度の森林環境讓与税の讓 与額
二十二 市 町	国有資産等所在市町村交付金 法第七条、第八条又は第十条 第一項の規定により各省各庁

村 交 付 金	の長又は地方公共団体の長が 当該固定資産の所在地の市町 村長に通知した固定資産の価 格
格	（地方税の課税免除等に伴う基準財政収入額の 算定方法の特例）
第十四条の二	地方税法第六条の規定により、市 町村が次の各号に掲げる土地若しくは家屋に対 する固定資産税を課さなかつた場合又は当該固 定資産税に係る不均一の課税をした場合におい て、その措置が政令で定める場合に該当するも のと認められるときは、前条の規定による当該 市町村の各年度における基準財政収入額は、同 条の規定にかかわらず、当該市町村の当該各年 度の減収額のうち総務省令で定めるところによ り算定した額を同条の規定による当該市町村の 当該各年度（その措置が総務省令で定める日以 後において行なわれたときは、当該減収額につ いて当該各年度の翌年度）における基準財政収 入額となるべき額から控除した額とする。
一	文化財保護法（昭和二十五年法律第二十 四号）第九十九条第一項の規定により指定を受 けた史跡、名勝若しくは天然記念物又は同条 第二項の規定により指定を受けた特別史跡、 特別名勝若しくは特別天然記念物である土地
二	古都における歴史的風土の保存に関する特 別措置法（昭和四十一年法律第一号）第六条 第一項の規定により指定を受けた特別保存地 区（同法第八条の規定により、特別保存地区 として同法の規定が適用される地区を含む。） の区域内における家屋又は土地
第十五条	特別交付税は、第十一条に規定する基 準財政需要額の算定方法によつては捕捉されな かつた特別の財政需要があること、第十四条の 規定により算定された基準財政収入額のうち 著しく過大に算定された財政収入があること、 交付税の額の算定期日後に生じた災害（その復 旧に要する費用が国の負担によるものを除く。） 等のため特別の財政需要があり、又は財政収入 の減少があることその他特別の事情があること により、基準財政需要額又は基準財政収入額の 算定方法の画一性のため生ずる基準財政需要額 の算定過大又は基準財政収入額の算定過少を考 慮しても、なお、普通交付税の額が財政需要に 比して過少であると認められる地方団体に對し

て、総務省令で定めるところにより、当該事情を考慮して交付する。

2 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により各地方団体に交付すべき特別交付税の額を、毎年度、二回に分けて決定するものとし、その決定は、第一回は十二月中旬に、第二回は三月中に行わなければならない。この場合において、第一回目の特別交付税の額の決定は、その総額が当該年度の特別交付税の総額のおおむね三分の一に相当する額以内の額となるように行うものとする。

3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項に規定する激甚災害その他の事由であつて、関係地方団体の財政運営に特に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるものが発生したことにより、前項の規定により難い場合における関係地方団体に交付すべき特別交付税の額の決定については、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に關し特例を設けることができる。

4 総務大臣は、第二項前段又は前項の規定により特別交付税の額を決定したときは、これを当該地方団体に通知しなければならない。

(交付時期)
第十六条 交付税は、毎年度、左の表の上欄に掲げる時期に、それぞれの下欄に定める額を交付する。ただし、四月及び六月において交付すべき交付税については、当該年度において交付すべき普通交付税の額が前年度の普通交付税の額に比して著しく減少することとなると認められる地方団体又は前年度においては普通交付税の交付を受けたが、当該年度においては普通交付税の交付を受けないこととなると認められる地方団体に對しては、当該交付すべき額の全部又は一部を交付しないことができる。

交付時期	交付すべき額
四月及び六月	前年度の当該地方団体に對する普通交付税の額の当該年度の交付税の総額の乗じて得た額のそれぞれ四分の一に相当する額
九月	当該年度において交付すべき当該地方団体に對する普通交付税の額から四月

十一月	及び六月に交付した普通交付税の額を控除した残額の二分の一に相当する額
十二月	当該年度において交付すべき当該地方団体に對する普通交付税の額から既に交付した普通交付税の額を控除した額
三月	前条第二項の規定により十二月中に総務大臣が決定する額
三月	前条第二項の規定により三月中に総務大臣が決定する額

2 当該年度の国の予算の成立しないこと、国の予算の追加又は修正により交付税の総額に変更があつたこと、大規模な災害があつたこと等の事由により、前項の規定により難い場合における交付税の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、交付税の総額の変更の程度、前年度の交付税の額、大規模な災害による特別の財政需要の額等を参しやくして、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

3 道府県又は市町村が前二項の規定により各交付時期に交付を受けた交付税の額が当該年度分として交付を受けるべき交付税の額をこえる場合においては、当該道府県又は市町村は、その超過額を滞滞なく、国に還付しなければならない。

4 第一項の場合において、四月一日以前一年及び四月二日から当該年度の普通交付税の四月又は六月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方団体の交付税の額の算定方法は、第九条の規定に準じ、総務省令で定める。

(市町村交付税の算定及び交付に關する都道府県知事の義務)
第十七条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域内における市町村に對し交付すべき交付税の額の算定及び交付に關する事務を取り扱わなければならない。

2 都道府県知事は、前項の事務を取り扱うために努めなければならない。

(国税に關する書類の閲覧又は記録)
第十七条之二 都道府県知事が前条第一項の規定により市町村に對し交付すべき交付税の額を算定する場合において、市町村に係る第十四条の基準財政収入額を算定するため、政府に對し、その基礎に用いる国税の課税の基礎となるべき

所得額及び課税額に關する書類を閲覧し、又は記録することを請求したときは、政府は、関係書類を都道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

(交付税の額の算定に用いた資料に關する検査)
第十七条之三 総務大臣は、都道府県及び政令で定める市町村について、交付税の額の算定に用いた資料に關し、検査を行わなければならない。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における市町村(前項の政令で定める市町村を除く)について、交付税の額の算定に用いた資料に關し検査を行い、その結果を総務大臣に報告しなければならない。

(交付税の額の算定方法に關する意見の申出)
第十七条之四 地方団体は、交付税の額の算定方法に關し、総務大臣に對し意見を申し出ることができる。この場合において、市町村にあつては、当該意見の申出は、都道府県知事を經由してしなければならない。

2 総務大臣は、前項の意見の申出を受けた場合においては、これを誠実に処理するとともに、その処理の結果を、地方財政審議会に、第二十条の規定により意見を聴くに際し、報告しなければならない。

(交付税の額に關する審査の申立て)
第十八条 地方団体は、第十条第四項又は第十五条第四項の規定により交付税の額の決定又は変更の通知を受けた場合において、当該地方団体に對する交付税の額の算定の基礎について不服があるときは、通知を受けた日から三十日以内に、総務大臣に對し審査を申し立てることができる。この場合において、市町村にあつては、当該審査の申立ては、都道府県知事を經由してしなければならない。

2 総務大臣は、前項の審査の申立てを受けた場合においては、その申立てを受けた日から三十日以内にこれを審査して、その結果を当該地方団体に通知しなければならない。この場合において、市町村の審査の申立てに係るものにあつては、当該通知は、都道府県知事を經由してしなければならない。

(交付税の額の算定に用いる数の錯誤等)
第十九条 総務大臣は、第十条第四項の規定により普通交付税の額を通知した後において、又は前条第一項の規定による審査の申立てを受けた際に、普通交付税の額の算定の基礎に用いた数

について錯誤があつたことを発見した場合(当該錯誤に係る数を普通交付税の額の算定の基礎に用いた年度(次項において「交付年度」という。))以降五年箇年度内に発見した場合に限る。)で、当該地方団体について基準財政需要額又は基準財政収入額を増加し、又は減少する必要があるときは、錯誤があつたことを発見した年度又はその翌年度において、総務省令で定めるところにより、それぞれその増加し、又は減少すべき額を当該地方団体に交付すべき普通交付税の額の算定に用いられるべき基準財政需要額若しくは基準財政収入額に加算し、又はこれらから減額した額をもつて当該地方団体の当該年度における基準財政需要額又は基準財政収入額とするることができる。

2 普通交付税の額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを発見した年度又はその翌年度においては、総務大臣は、総務省令で定めるところにより、前項の規定が適用される地方団体で、同項の規定を適用しない場合でも当該地方団体に交付すべき普通交付税の額の算定に用いられるべき当該年度の基準財政収入額が基準財政需要額をこえるもの又は同項の規定が適用される結果基準財政収入額が基準財政需要額をこえることとなる地方団体について、交付年度分として交付を受けた普通交付税の額が交付を受けたべきであった普通交付税の額に満たないときは、当該不足額を限度として、これを当該年度の交付税から交付し、交付年度分として交付を受けた普通交付税の額が交付を受けるべきであった普通交付税の額をこえるときは、当該超過額を限度として、これを返還させることができる。但し、返還させる場合においては、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聞かなければならない。

3 廃置分合又は境界変更のあつた市町村及び錯誤に係る額が著しく多額である地方団体に對する前二項の規定の適用については、総務省令で特例を設けることができる。

4 地方団体はその提出に係る交付税の算定に用いる資料につき作為を加え、又は虚偽の記載をするることによつて、不当に交付税の交付を受けるべきであった額を超過する部分(「超過額」という。以下本項及び次項において同じ。)については、当該事実を発見したとき、

当該年度において交付すべき当該地方団体に對する普通交付税の額から四月及び六月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方団体の交付税の額の算定方法は、第九条の規定に準じ、総務省令で定める。

直ちに当該超過額を返還させなければならない。

5 前項の場合において、当該地方団体は、当該超過額に、当該地方団体が当該地方交付税を受領した日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年十・九五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する加算金を国に納付しなければならない。ただし、当該地方交付税の交付を受けた後災害があつたことその他特別の理由によりやむを得ない事情があると認められるときは、総務大臣は、当該加算金を減免し、又は期限を指定して延納を許可することができる。

6 総務大臣は、前五項の規定による措置をする場合においては、その理由、金額その他必要な事項を当該地方団体に対し文書をもつて示さなければならない。この場合において、前二項の規定に該当する地方団体は、総務大臣が示した文書の記載事項をその住民に周知させなければならない。

7 地方団体は、第一項から第五項までの場合において、前項の文書を受け取つた日から三十日以内に、総務大臣に対し異議を申し出ることができる。この場合において、市町村にあつては、当該異議の申出は、都道府県知事を経由してしなければならない。

8 総務大臣は、前項の異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から三十日以内に決定をして、当該団体にこれを通知しなければならない。この場合において、市町村の異議の申出に係るものにあつては、当該通知は、都道府県知事を経由してしなければならない。

第二十条 総務大臣は、第十条第三項及び第四項、第十五条第二項から第四項まで並びに前二条に規定する措置をとる場合において必要があると認めるときは、関係地方団体について意見の聴取をすることができる。

2 総務大臣は、第十条第三項、第十五条第二項及び第三項、第十八条第二項並びに前条第一項から第五項まで及び第八項の規定による決定又は処分について関係地方団体が十分な証拠を添えて衡平又は公正を欠くものがある旨を申し出たときは、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 総務大臣は、前項の意見の聴取の結果、同項の申出に正当な理由があると認めるときは、当

該決定又は処分を取消し、又は変更しなければならない。

4 前三項に定めるものを除くほか、意見の聴取の手続その他意見の聴取に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(関係行政機関の催告等)

第二十条の二 関係行政機関は、その所管に関係がある地方行政につき、地方団体が法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容を備えることを怠つているために、その地方行政の水準を低下させていると認める場合においては、当該地方団体に対し、これを備えるべき旨の催告をすることができる。

2 関係行政機関は、前項の催告をしようとする場合においては、あらかじめ総務大臣に通知しなければならない。

3 地方団体が第一項の催告に従わなかつた場合においては、関係行政機関は、総務大臣に対し、当該地方団体に対し交付すべき交付税の額の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付した交付税の全部若しくは一部を返還させることを請求することができる。

4 総務大臣は、前項の請求があつたときは、当該地方団体の弁明を聞いた上、災害その他やむを得ない事由があると認められる場合を除き、当該地方団体に対し交付すべき交付税の額の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付した交付税の全部若しくは一部を返還させなければならない。第十九条第六項から第八項までの規定は、この場合について準用する。

5 前項の規定により減額し、又は返還させる交付税の額は、当該行政につき法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容を備えることを怠つたことに因り、その地方行政の水準を低下させたために不用となるべき額をこえることができない。

(減額し、又は返還された交付税の額の措置)

第二十条の三 前条第四項又は地方財政法第二十六条第一項の規定により、交付すべき交付税の額の全部又は一部を減額した場合においては、その減額した額は、当該年度の特別交付税の総額に算入する。

は、当該返還され、若しくは納付された年度の翌年度又は翌翌年度において、第六条第二項の規定により当該年度分として交付すべき交付税の総額に算入し、当該算入した年度の特別交付税の総額に算入する。

(都の特例)

第二十一条 都にあつては、道府県に対する交付税の算定に関してはその全区域を道府県と、市町村に対する交付税の算定に関してはその特別区の存する区域を市町村と、それぞれみなして算定した基準財政需要額の合算額及び基準財政収入額の合算額をもつてその基準財政需要額及び基準財政収入額とする。

(端数計算)

第二十二条 毎年度分として交付すべき交付税の総額又は各地方団体に対して交付すべき交付税の額を算定する場合及び各地方団体に対して交付税を交付する場合並びに加算金を納付させる場合において、五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

(地方財政審議会の意見の聴取)

第二十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

一 交付税の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二 第七条に規定する翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類の原案を作成しようとするとき。

三 第十条又は第十五条の規定により各地方団体に交付すべき交付税の額を決定し、又は変更しようとするとき。

(事務の区分)

第二十四条 第五条第三項、第十七条第一項、第十七条の三第二項、第十七条の四第一項後段、第十八条第一項後段及び第二項後段の規定並びに第十九条第七項後段及び第八項後段(これらの規定を第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二十条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して、昭和二十五年四月一日から適用する。

(関係法律の廃止)

第二条 地方配付税法(昭和二十三年法律第一百一号)及び地方配付税配付金特別会計法(昭和十五年法律第六十七号)は、廃止する。

(交付税の総額についての特例措置)

第三条 政府は、地方財政の状況等にかんがみ、当分の間、第六条第二項の規定により算定した交付税の総額について、法律の定めるところにより、交付税の総額の安定的な確保に資するため必要な特例措置を講ずることとする。

(令和六年度分の交付税の総額の特例)

第四条 令和六年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額に五千億円を加算した額から第四号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に對して交付する特別交付税(附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。)に充てるための六百十一億千七百二十万七千円を加算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額
二 地方交付税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第 号)第一条の規定による改正前の地方交付税法(以下「旧法」という。)附則第四条の二第一項及び第三項の規定において令和六年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 九百八十八億円

三 令和六年度における借入金に相当する額 二十八兆千二百二十二億九千五百四十八千円

四 令和七年度における借入金に相当する額 二十八兆六千六百二十二億九千五百四十八千円

五 令和六年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る交付税及び同法附則第四條第一項の規定による借入金に係る交付税の支払に充てるため必要な額 千九百六十五億円

六 旧法附則第四條の二第四項の規定において令和六年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 二千四百六十億七千七百八十二千円

七 旧法附則第四條の二第四項の規定において令和七年度から令和二十六年度までの各年度分の交付税の総額から減額することとされていた額の合算額から次条第四項の規定において当該各年度分の交付税の総額から減額することとされている額の合算額を控除した額に相当する額 二千二百二十三億五千四百三十九千円

二 令和六年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六條第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四條の二第五項の規定において同年度における第六條第二項に規定する合算額から減額することとされていた四百四十九億七千二百二十万円を減額する。
（令和七年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等）

二 令和七年度以降の各年度分の交付税の総額は、当分の間、第六條第二項の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

二 令和七年度から令和三十六年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 当該各年度における借入金の額に相当する額

二 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度における特別会計に関する法律第十五條第一項の規定による交付税及び譲与

税配付金特別会計の一時借入金に係る交付税及び同法附則第四條第一項の規定による借入金に係る交付税の支払に充てるため必要な額

令和七年度から令和十四年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下の欄に定める金額を加算した額とする。

年度	金額
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	五百四十八億円
令和十年度	五百九十九億円
令和十一年度	九百六十一億円
令和十二年度	九百六十一億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

四 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四條第一項第六号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四條第一項第五号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四條第三号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四條第四号に掲げる額に相当する額を令和七年度から令和二十六年度までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、令和七年度及び令和八年度にあつては前項の規定による額から二千四百六十億七千七百八十二万円を、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定による額から二千二百二十九億三千八百八十二万円を、令和十三年度から令和二十六年までの各年度にあつては同項の規定による額から五百八十五億七千三百二十二万円をそれぞれ減額した額とする。

五 令和七年度から令和十八年度までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六條第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該各年度の前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付すべきであった額を超過して交付された額のうち八百九十八億三千四百四十四万円及び令和元年度において交付すべきであった額を超えて交付された額である四千八百一十一億八千七百八十二万円について、令和七年度及び令和八年度にあつては同項に規定する合算額から四百四十九億七千二百二十二万円を、令和九年度から令和十七年度までの各年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億八千八百八十七万八千円を、令和十八年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億八千八百八十七万八千円をそれぞれ減額する。

六 第二項第一号及び第二号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第四條第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度における臨時財政対策のための特例加算額

七 令和七年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、同年度分の交付税の総額については、前条第四項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

二 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三條の五の二第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」という。）で令和七年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五條の三第六項の規定による届出がされるものうち、同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなる）と認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二條第三項の表第四十七号（一）から（七）までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る令和七年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）

第五條 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一條の規定による基準財政需要額は、同條の規定によつて算定した額に、次の表の上欄に掲げる経費の種類につきそれぞれ同表の中欄に掲げる測定単位の数値を同表の下欄に掲げる単位費用に乘じて得た額を当該地方団体について合算した額を加算した額とする。

一 地域改善特定事業債等償還費

二 過疎地域の持続的発展等のための地方債償還費

三 公害防止事業債償還費

四 石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための地方債償還費

五 地震対策緊急整備事業債償還費

六 被災者生活再建支援法人に対する拠出の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

七 合併特例債償還費

経費の種類	測定単位	単位費用
一 地域改善特定事業債等償還費	地域改善特定事業費、地域改善特定事業費又は同和対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円
二 過疎地域の持続的発展等のための地方債償還費	過疎地域の持続的発展等のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円
三 公害防止事業債償還費	公害防止事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円
四 石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための地方債償還費	石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円
五 地震対策緊急整備事業債償還費	地震対策緊急整備事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円
六 被災者生活再建支援法人に対する拠出の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	被災者生活再建支援法人に対する拠出の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円
七 合併特例債償還費	合併市町村の建設のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円

に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	人口減少等特別対策事業費	人口	円 一人につき 一、七〇
市町村	人口減少等特別対策事業費	人口	円 一人につき 三、四〇

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

(地域社会再生事業費の基準財政需要額への算入)

第五条の四 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地域社会再生事業費	人口	円 一人につき 一、九五〇
市町村	地域社会再生事業費	人口	円 一人につき 一、九五〇

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

第六条 令和六年度及び令和七年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

道府県	地域デジタル社会推進費	人口	円 一人につき 五二〇
市町村	地域デジタル社会推進費	人口	円 一人につき 七六〇

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

第六條の二 令和六年度分及び令和七年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定については、(臨時財政対策債償還費に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第十一条中「当該測定単位ごとの単位費用に乘じて得た額」とあるのは、「当該測定単位ごとの単位費用に乘じて得た額(次条第一項に規定する臨時財政対策債償還費については、令和六年度にあつては地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(令和五年法律第八十三号)附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額(以下この条において「基金費の額」という。)の百分の五十に相当する額(以下この条において「控除額」という。)を控除した額」とし、令和七年度にあつては基金費の額から令和六年度における控除額を控除した額を控除した額とする。」とする。

第六條の三 令和六年度分及び令和七年度分の交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、令和六年度にあつては第十一条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、令和七年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 二千三百九十九億三千五百五十四万四千円に当該道府県の控除前財源不足額(この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))をいう。以下この条において同じ。)を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 二千四百四十四億八千七百七十九万九千円に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

- 一 令和五年度における基準財政収入額を旧法附則第六條の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値
- 二 令和四年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第二号)第一条の規定による改正前の地方

方交付税法附則第六條の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 令和三年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第二号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六條の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四 令和二年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第八号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六條の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 令和元年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第六号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六條の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

3 都にあつては、その全区域を道府県とその他の特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定したこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

(交通安全対策特別交付金の基準財政収入額への算入)

第六條の四 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四條の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)附則第十六條第一項の規定による交通安全対策特別交付金の収入見込額を加算した額とする。

2 前項に規定する交通安全対策特別交付金の収入見込額は、前年度において各地方団体に交付された道路交通法附則第十六條第一項の規定による交通安全対策特別交付金の額を算定の基礎として総務省令で定める方法により、算定するものとする。

2 前項に規定する交通安全対策特別交付金の収入見込額は、前年度において各地方団体に交付された道路交通法附則第十六條第一項の規定による交通安全対策特別交付金の額を算定の基礎として総務省令で定める方法により、算定するものとする。

三年法律第十一号。以下この条において「令和三年所得税法等改正法」という。)、所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四号。次号において「令和四年所得税法等改正法」という。)、所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三号。以下この条において「令和五年所得税法等改正法」という。))及び所得税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第七号。以下この条において「令和六年所得税法等改正法」という。))の施行による個人の道府県民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下この条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。)、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。)、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による法人の道府県民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法及び令和五年所得税法等改正法の施行による個人が行う事業に対する事業税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等

改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による法人が行う事業に対する事業税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。)、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法等改正法、平成二十六年法律第四号。以下この条において「平成二十六年法律第四号」という。)、地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による自動車税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

等改正法、令和四年地方税法等改正法及び令和六年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による特別法人事業譲与税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ イからへまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年法律第五号、令和二年法律第二十六号、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、令和六年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、新型コロナウイルス感染症特例法、令和三年所得税法等改正法、令和四年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十七年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法及び令和六年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による法人事業税交付金に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成三十一年地方税法等改正法の施行による環境性能割交付金に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(基準税額等の算定方法の特例)
第八条 当分の間、第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち、道府県民税の所得割、法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、特別法人事業譲与税、市町村民税の所得割及び法人税割、利子割交付金、法人事業税交付金並びに特別とん譲与税に係る同表の基準税額等(以下この条において「基準税額等」という。)を算定する場合において、これらの収入の項目に係る当該年度の前年度分の基準税額等(道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに特別法人事業譲与税にあってはこれらの収入の項目に係る同年度分の基準税額等からこれらの収入の項目の減収補填のため同年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、市町村民税の法人税割、利子割交付金及び法人事業税交付金にあってはこれらの収入の項目に係る同年度分の基準税額等からこれらの収入の項目の減収補填のため同年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。)のうち算定過小又は算定過大と認められる額として総務省令の定めるところにより算定した額について第十五条第一項の規定による当該前年度の特別交付税の算定の基礎に算入されなかつた部分に相当する額があるときは、当該算入されなかつた部分に相当する額(当該部分に相当する額のうち、当該年度及び当該年度の翌年度において同項の規定により特別交付税の算定の基礎に算入される額がある場合には、当該算入される額に相当する額を除く。)を総務省令で定めるところにより当該年度以後三年度以内の年度分の基準税額等に加算し、又は減額することができる。

(特別土地保有税に係る基準税額等の算定方法の特例)
第八条の二 当分の間、第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち、特別土地保有税に係る同表の基準税額等は算定しないものとする。

(沖縄県に係る基準財政需要額の算定方法等の特例)
第九条 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村に対して交付すべき昭和四十七年度から令和十三年度までの各年度分の普通交付税の額を算定する

場合においては、第十二条第三項の測定単位の算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正、第十四条の基準財政収入額の算定方法その他普通交付税の額の算定に必要な事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)
第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体に對して交付すべき令和六年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適当でないとき認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(新たに指定された指定都市に係る基準税額等の算定基礎の特例)
第十条 新たに指定された指定都市に對して交付すべき当該指定があつた日の属する年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十四条第三項の規定する基準税額等の算定の基礎によることができず又は適当でないとき認められるときは、当該算定の基礎について、総務省令で特例を設けることができる。

(令和六年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)
第十一条 令和六年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。)及び令和六年度震災復興特別交付税額(旧法附則第十二条第一項の規定により令和六年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための六百十一億千七百二十万七千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。)の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、令和六年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び令和六年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

(令和六年度震災復興特別交付税額の一部の令和七年度における交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。)を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による令和六年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和七年度分の交付税の総額から返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。)を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による令和六年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和七年度分の交付税の総額から返還金等の額及び同項の規定により加算された令和六年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

(震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額のの特例)
第十三条 令和六年度及び令和七年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額が決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案

して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に關し特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第二十八條から第三十條まで、第二十三條及び第二十四條の規定の適用については、第十五條第二項中「額を」とあるのは、「額(附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。)を」と、当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「令和六年度に於ては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額を、令和七年度に於ては同年度の特別交付税の総額から附則第十二條第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同條第四項中「又は前項」とあるのは、「若しくは前項又は附則第十三條第一項」と、第二十條第一項中「前二條」とあるのは、「前二條並びに附則第十三條第一項」と、同條第二項中「第八項」とあるのは、「第八項並びに附則第十三條第一項」と、第二十三條第三號中「又は第十五條」とあるのは、「若しくは第十五條又は附則第十三條第一項」とする。

(令和六年度及び令和七年度における交付時期の特例)
第十四条 令和六年度及び令和七年度における第十六條第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「の前年度の交付税の総額」とあるのは、令和六年度に於ては「から附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第 号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額のうち令和五年度において交付された額を控除した額」と、令和七年度に於ては「から附則第十二條第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額から同條に規定する令和六年度震災復興特別交付税額のうち令和六年度において交付された額を控除した額」とする。

(震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還)
第十五条 令和六年度及び令和七年度において、総務大臣は、東日本大震災に係る災害復旧事

業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に關し特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第二十八條から第三十條まで、第二十三條及び第二十四條の規定の適用については、第十五條第二項中「額を」とあるのは、「額(附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。)を」と、当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「令和六年度に於ては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額を、令和七年度に於ては同年度の特別交付税の総額から附則第十二條第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同條第四項中「又は前項」とあるのは、「若しくは前項又は附則第十三條第一項」と、第二十條第一項中「前二條」とあるのは、「前二條並びに附則第十三條第一項」と、同條第二項中「第八項」とあるのは、「第八項並びに附則第十三條第一項」と、第二十三條第三號中「又は第十五條」とあるのは、「若しくは第十五條又は附則第十三條第一項」とする。

業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成二十三年以降に地方団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであった震災復興特別交付税の額に満たないときは当該満たない額を、当該地方団体に交付すべきであった震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額（次項及び第三項において「超過交付額」という。）を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもって当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができ

2 前項の場合において、総務大臣は、超過交付額が総務省令で定める時期に交付すべき震災復興特別交付税の額を超える地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超える額を限度として、総務大臣が定める額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

3 令和八年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

4 前二項の場合においては、第十九条第三項、第六項前段、第七項及び第八項並びに第二十条の規定を準用する。

5 第二項及び第三項の場合における第四条及び第二十三条の規定の適用については、第四条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」と、同条第五号中「第二十条の二第四項」とあるのは「第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項」と、同条第六号中「第二十条」とあるのは「第二十条（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」と、第二十三条第六号中「第二十条の二第四項」とあるのは「第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項」と、同条第七号中「の規定により同条第二項」とあるのは「（附則第十五条第四項にお

て準用する場合を含む。）」の規定により第二十条第二項（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」とする。

附則（昭和二十六年四月五日法律第一三三号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、地方財政平衡交付金法第二十一条第一項及び第二項の改正規定は、昭和二十五年分分から適用する。

附則（昭和二十六年一月二十九日法律第二七〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十七年四月二八日法律第一〇六号）抄

1 この法律は、法施行の日から施行する。

附則（昭和二十七年五月二三日法律第一四七号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十七年六月二日法律第一六三号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十七年七月三十一日法律第二六二号）抄

1 この法律は、自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）施行の日から施行する。

4 この法律施行前法令の規定に基いて地方財政委員会若しくは地方財政委員会委員長がした処分又は地方財政委員会若しくは地方財政委員会委員長に対してした請求、異議の申立その他の行為は、この法律施行後における法令の相当規定に基いて自治庁長官がした処分又は自治庁長官に対してした請求、異議の申立その他の行為とみなす。

5 この法律施行の際現に効力を有する地方財政委員会規則又は全国選挙管理委員会規則は、この法律の施行後は、それぞれ、政令をもって規定すべき事項を規定するものについては政令としての、総理府令をもって規定すべき事項を規定するものについては総理府令としての効力を有するものとする。

附則（昭和二十七年二月二七日法律第三三三号）抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年分分の地方財政平衡交付金から適用する。

附則（昭和二十八年八月二四日法律第二〇九号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年分分の地方財政平衡交付金から適用する。

附則（昭和二十九年五月二五日法律第一〇一号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年分分の地方交付税から適用する。

2 改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）第十四条第三項の表道府県の項中「固定資産税に係る部分は、昭和三十年分分の地方交付税から適用する。」

附則（昭和三十〇年八月四日法律第一二三号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年分分の地方交付税から適用する。ただし、地方交付税法第十四条第二項の改正規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則（昭和三十一年五月二二日法律第一〇〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分分の地方交付税から適用する。

附則（昭和三十一年六月二二日法律第一四八号）抄

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四十七号）の施行の日から施行する。

附則（昭和三十三年五月二六日法律第一〇三号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年度分分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金から適用する。

附則（昭和三十三年五月二七日法律第一三〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年度分分の地方交付税から適用する。ただし、改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）第十九条（第五項を除く。）の規定は、昭和三十一年度分以前の地方交付税又は昭和二十八年分以前の地方財政平衡交付金について、昭和三十三年度以降においてその額の算定の基礎に用いた数に錯誤があつたことを発見した場合についても適用する。

附則（昭和三十三年五月一日法律第一一七号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年度分分の地方交付税から適用する。

2 改正後の第十条第五項の規定は、一部の地方団体について昭和三十三年度分以前の普通交付税の額を昭和三十三年度以降において変更した場合についても、適用する。

附則（昭和三十四年四月一日法律第九七号）抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年度分分の地方交付税から適用する。

附則（昭和三十四年一月二三日法律第二〇一号）抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年度分分の地方交付税及び地方道路譲与税から適用する。

附則（昭和三十五年四月三〇日法律第六七号）抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年分分の地方交付税及び地方道路譲与税から適用する。

附則（昭和三十五年六月三〇日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（経過規定）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

附則（昭和三十五年七月一日法律第一一五号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十六年四月三〇日法律第七四号）抄

2 改正後の第十条第五項の規定は、一部の地方団体について昭和三十三年度分以前の普通交付税の額を昭和三十三年度以降において変更した場合についても、適用する。

附則（昭和三十四年四月一日法律第九七号）抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年度分分の地方交付税から適用する。

附則（昭和三十四年一月二三日法律第二〇一号）抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年度分分の地方交付税及び地方道路譲与税から適用する。

附則（昭和三十五年四月三〇日法律第六七号）抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年分分の地方交付税及び地方道路譲与税から適用する。

附則（昭和三十五年六月三〇日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（経過規定）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

附則（昭和三十五年七月一日法律第一一五号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十六年四月三〇日法律第七四号）抄

2 改正後の第十条第五項の規定は、一部の地方団体について昭和三十三年度分以前の普通交付税の額を昭和三十三年度以降において変更した場合についても、適用する。

附則（昭和三十四年四月一日法律第九七号）抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年度分分の地方交付税から適用する。

附則（昭和三十四年一月二三日法律第二〇一号）抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年度分分の地方交付税及び地方道路譲与税から適用する。

附則（昭和三十五年四月三〇日法律第六七号）抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年分分の地方交付税及び地方道路譲与税から適用する。

附則（昭和三十五年六月三〇日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（経過規定）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

附則（昭和三十五年七月一日法律第一一五号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十六年四月三〇日法律第七四号）抄

2 改正後の第十条第五項の規定は、一部の地方団体について昭和三十三年度分以前の普通交付税の額を昭和三十三年度以降において変更した場合についても、適用する。

附則（昭和三十四年四月一日法律第九七号）抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年度分分の地方交付税から適用する。

附則（昭和三十四年一月二三日法律第二〇一号）抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年度分分の地方交付税及び地方道路譲与税から適用する。

附則（昭和三十五年四月三〇日法律第六七号）抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年分分の地方交付税及び地方道路譲与税から適用する。

附則（昭和三十五年六月三〇日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（経過規定）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

附則（昭和三十五年七月一日法律第一一五号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十六年四月三〇日法律第七四号）抄

2 改正後の第十条第五項の規定は、一部の地方団体について昭和三十三年度分以前の普通交付税の額を昭和三十三年度以降において変更した場合についても、適用する。

附則（昭和三十四年四月一日法律第九七号）抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年度分分の地方交付税から適用する。

附則（昭和三十四年一月二三日法律第二〇一号）抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年度分分の地方交付税及び地方道路譲与税から適用する。

附則（昭和三十五年四月三〇日法律第六七号）抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年分分の地方交付税及び地方道路譲与税から適用する。

附則（昭和三十五年六月三〇日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（経過規定）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

附則（昭和三十五年七月一日法律第一一五号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十六年四月三〇日法律第七四号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して、
附則 (昭和三十七年三月三十一日法律第五
号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の
地方交付税法の規定は、昭和三十六年度分の地
方交付税から適用する。

附則 (昭和三十七年三月三十一日法律第五
号) 抄

第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から
施行する。

(地方交付税法の一部改正)
第五十二条 前条の規定による改正後の地方交付
税法第十四条第一項及び第三項の規定は、昭和
三十七年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和三十七年三月三十一日法律第五
号) 抄

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行
し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十
七年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和三十七年四月二五日法律第八
号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、次項の規
定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和
三十八年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和三十七年九月一五日法律第一
六一号) 抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行
する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に
特別の定めがある場合を除き、この法律の施行
前にされた行政庁の処分、この法律の施行前に
された申請に係る行政庁の不作為その他この法
律の施行前に生じた事項についても適用する。
ただし、この法律による改正前の規定によつて
生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の
請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下
「訴願等」という。)については、この法律の施
行後も、なお従前の例による。この法律の施行
前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分
(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行
前に提起された訴願等につきこの法律の施行後
にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願
等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後
は行政不服審査法による不服申立てをすること
ができることとなる処分に係るものは、同法以
外の法律の適用については、行政不服審査法に
よる不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされ
る審査の請求、異議の申立てその他の不服申立
ての裁決等については、行政不服審査法による
不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分等
この法律による改正前の規定により訴願等をす
ることができるものとされ、かつ、その提起期
間が定められていなかったものについて、行政
不服審査法による不服申立てをすることができ
る期間は、この法律の施行の日から起算する。
適用については、なお従前の例による。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行
に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和三十八年三月二二日法律第二
三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九十
日を超えない範囲内において政令で定める日か
ら施行する。

附則 (昭和三十八年三月三〇日法律第四
九号) 抄

この法律は、公布の日から施行し、改正後の
地方交付税法の規定は、昭和三十八年度分の地
方交付税から適用する。

附則 (昭和三十八年四月一日法律第八〇
号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和三十八年十月一日から
施行する。ただし、第三十七条の二、第五十三
条、第七十二条の四十六、第七十二条の四十
七、第七十三条の四から第七十三条の七まで、
第七十三条の二十七、第七十三条の二十七の
三、第七十三条の二十七の五、第七十三条の二
十八、第九十七条、第九十八条、第二百二十七
条、第二百二十八条、第二百四十九条、第二百七
八条、第二百七十九条、第三百四十四条の七、第
三百四十一条の八、第三百四十一条第十二号及
び第十三号、第三百四十三条、第三百四十八
条、第三百四十九條の三、第三百五十二条、第
三百八十一条、第三百八十三条、第三百八十六
条、第四百六十五条、第四百九十条、第四百九

十八條、第四百九十九條、第五百三十六條、第
五百三十七條、第五百六十七條、第五百六十八
條、第六百八十八條、第六百八十九條、第七百
七十一條、第七百七十二条、第七百七十一条の
十二、第七百七十一条の十三、第七百七十二条の
三、第七百七十一条並びに第七百七十二条の改正規
定、第七百七十二条の二の改正規定(第七百七十三
条の二第四項後段に關する部分を除く。)、第七百
七十二条の改正規定(「第三項」の下に「及び第八項」
を加える部分に限る。)、第七百七十二条の三の次に
一條を加える改正規定、附則の改正規定(附則
第十四項に關する部分を除く。)、並びに附則第
十條から附則第十四條まで、附則第十六條から
附則第二十條まで、附則第二十二條から附則第
二十五條まで及び附則第三十條の規定は公布の
日から、狩猟者税に關する改正規定(狩猟者
税を狩猟免許税に改める部分に限る。)、第二百三
十六條及び第二百三十七條の改正規定(狩猟者
税を狩猟免許税に改める部分を除く。)、入猟税
に關する改正規定並びに附則第十五條、附則第
二十一條、附則第二十九條及び附則第三十二條
の規定は狩猟法の一部を改正する法律(昭和三十
八年法律第二十三号)の施行の日から、第三
百四十一條第四号、第四百四十二條、第四百四
十二條の二及び第四百四十四條の改正規定並び
に附則第三十三條及び附則第三十四條の規定は
道路運送車両法の一部を改正する法律(昭和三十
八年法律第四十九号)の施行の日から施行
する。

附則 (昭和三十八年六月七日法律第九六
号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 前項の規定による改正後の地方交付税法第十
二條第二項の規定は、昭和三十八年度分の地方
交付税から適用する。

附則 (昭和三十九年三月三十一日法律第二
九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和三十九年四月一日から
施行する。ただし、第一条中料理飲食等消費税
に關する改正規定は同年七月一日から、第二條
並びに附則第三條、第十條、第二十二條、第二
十五條、第二十七條及び第二十八條の規定は昭
和四十年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正)
第二十八條 前条の規定による改正後の地方交付
税法第十四條第二項の規定は、昭和四十年年度分

の地方交付税から適用し、昭和三十九年度分ま
での地方交付税については、なお従前の例によ
る。

附則 (昭和三十九年四月三〇日法律第七
四号) 抄

この法律は、公布の日から施行し、改正後の
地方交付税法の規定は、昭和三十九年度分の地
方交付税から適用する。

附則 (昭和三十九年七月一〇日法律第一
六八号) 抄

1 この法律は、新法の施行の日(昭和四十年四
月一日)から施行する。

附則 (昭和四〇年三月三十一日法律第三
五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施
行する。

(地方交付税法の一部改正)
第十三條 前条の規定による改正後の地方交付税
法第十四條第三項の規定は、昭和四十年年度分
の地方交付税から適用する。

附則 (昭和四〇年四月一日法律第三九
号) 抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和四十
年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和四〇年二月二九日法律第
一五七号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、昭和四十一年二月一日から施行
する。

(地方交付税法の一部改正)
4 前項の規定による改正後の地方交付税法第十
四條の規定は、昭和四十一年度分の地方交付税
から適用する。

附則 (昭和四一年三月三十一日法律第四
〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から
施行する。

(地方交付税法の一部改正)
第二〇條
2 前項の規定による改正後の地方交付税法第十
四條第一項及び第三項の規定は、昭和四十一年
度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和四一年四月二八日法律第六
〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十一年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和四二年六月三〇日法律第四五号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十二年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和四三年三月三〇日法律第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。ただし、第十四条の五並びに第四百八十九条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第八条及び第十二条第一項の規定は同年六月一日から、自動車取得税に関する改正規定並びに附則第十五条、第十九条及び第二十条の規定は同年七月一日から施行する。

第十九条

2 前項の規定による改正後の地方交付税法第十二条第二項並びに第十四条第一項及び第三項の規定は、昭和四十三年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和四三年四月三〇日法律第三一号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十三年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和四三年六月一五日法律第一〇一号) 抄

この法律(第一条は除く。)は、新法の施行の日から施行する。

附則 (昭和四四年四月九日法律第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四四年六月七日法律第三九号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の地方交付税法第十二条第一項及び第二項、第十三条第五項及び第七項、第十四条第三項、附則第十一項並びに別表の規定は、昭和四十四年度分の地方交付税及び特別事業債償還交付金から適用する。

附則 (昭和四四年七月一〇日法律第六〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年三月二七日法律第四号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年四月一日法律第一三三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年四月二四日法律第三一〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第四項の規定は地方交付税法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第五十一号)の施行の日から、附則第七項及び第八項の規定は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第三十八号)の施行の日から施行する。

附則 (昭和四五年五月一三日法律第五一〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の地方交付税法第十三条第五項、第十四条第三項及び別表の規定は、昭和四十五年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和四六年二月一三日法律第二四四号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四六年三月三一日法律第二四四号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の地方交付税法第十二条第一項及び第二項、第十三条第五項及び第九項、第十四条第三項、附則第二十三項並びに別表の規定は、昭和四十六年度分の地方交付税から適用する。

3 昭和四十六年度に限り、自治省令で定める市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単	単位費用
土地開発基金	位	円
人口		一人につき
		一、〇〇〇
		〇〇
		銭

4 前項の測定単位の数値は、官報で公表された最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口につき、自治省令で定めるところにより、算定する。ただし、市町村の態容その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

附則 (昭和四六年五月二六日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四六年五月三一日法律第九五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十六年度分の自動車重量税から適用する。

附則 (昭和四七年四月一日法律第一三三号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年度分の航空機燃料譲与税から適用する。

附則 (昭和四七年五月一日法律第二五五号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年四月二六日法律第二三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十八条第一項、第九十二条の二、第四百八十九条及び第四百九十条の二第一項の改正規定は昭和四十八年六月一日から、特別土地保有税に関する改正規定は同年七月一日から、第九十二条の四、第九十四条の五第一項、第九十九条第三項及び第四百九十条の改正規定は同年十月一日から、第四百九十条、第五百零三条第三項及び第四項並びに第五百一十一条第三項の改正規定は昭和四十九年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正)

第二十一条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の規定は、昭和四十九年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和四八年六月一六日法律第三四四号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十八年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和四八年一二月二四日法律第一二三号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四九年三月三〇日法律第一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正)

第二十五条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項及び第十四条の二の規定は、昭和四十九年度分の地方交付税から適用する。

2 昭和四十九年度分の地方交付税に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表中「電気税額」とあるのは「電気ガス税額のうち電気に係るもの」と、「ガス税額」とあるのは「電気ガス税額のうちガスに係るもの」とする。

附則 (昭和四九年五月一六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律(昭和三十九年法律第四十九号)は、廃止する。

3 改正後の地方交付税法第十二条第一項及び第二項、第十三条第五項、附則第十九項及び第二十項並びに別表の規定は、昭和四十九年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和四九年一二月二三日法律第一一〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五〇年三月三一日法律第一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正)

第二十二條 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項の規定は、昭和五十年年度分の地方交付税から適用する。

2 昭和五十年年度に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表市町村の

十	事業	前年度における事業
と	ある	所税の課税標準額
は	の	は
中	の	は

十 事業	当該年度における事業所
所税	税の課税標準となるべき事業所床面積及び従業者給与総額並びに新增設事業所床面積

とす。

附則 (昭和五〇年七月四日法律第五二号) 抄

- この法律は、公布の日から施行する。
- 改正後の地方交付税法別表の規定は、昭和五十年年度の地方交付税から適用する。
- 昭和五十年年度に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	臨時土地対策費	人口	一人につき三六〇円
市町村	臨時土地対策費	人口	一人につき三六〇円

- 前項の測定単位の数値は、官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口につき、自治省令で定めるところにより、算定する。ただし、地方公共団体の態容その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

附則 (昭和五〇年十一月二日法律第七七号) 抄

- この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五〇年二月一七日法律第八四号) 抄

- この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第十三条の規定は、昭和五十一年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和五十一年三月三十一日法律第七号) 抄

- この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正)

- 前項の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項の規定は、昭和五十一年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和五十一年五月一日法律第二〇号) 抄

- この法律は、公布の日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の地方交付税法第十二条第一項及び第二項、第十三条第五項、第十四条第三項、第十五条第二項及び第三項、第十六条第一項並びに別表の規定は、昭和五十一年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和五十二年五月一日法律第三九号) 抄

- この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十二年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和五十二年一月四日法律第七七号) 抄

- この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十三年五月一日法律第三八号) 抄

- この法律は、公布の日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十三年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和五十三年七月五日法律第八七号) 抄

- この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十四年三月三十一日法律第一二二号) 抄

- この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 第一条中狩猟免許税及び入猟税に関する改正規定、附則第二十八条の規定、附則第二十九条中地方交付税法第十四条第三項の表道府県の項第九号の改正規定並びに附則第三十条の規定(同号に係る部分に限る)。昭和五十四年四月十六日

(地方交付税法の一部改正)

- 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、昭和五十四年度分の地方交付税から適用する。

- 昭和五十四年度分の地方交付税に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表道府県の項第九号中「狩猟者登録証」とあるのは、「狩猟免許状」とする。

附則 (昭和五十四年五月二五日法律第三五号) 抄

- この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十四年度分の地方交付税から適用する。
- 昭和五十四年度分の地方交付税に限り、改正後の第十四条第三項の表道府県の項第十五号中「前年度の航空機燃料譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の航空機燃料譲与税」として譲与されるべき額」とする。

附則 (昭和五十四年度分として交付すべき地方交付税に限り、改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十四年度分の地方交付税から適用する。)

- 昭和五十四年度分として交付すべき地方交付税については、当該地方交付税の総額から同年度分に係る地方交付税法第十条本文の規定による普通交付税の額の合算額と同年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額から当該額のうち同法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額(以下この項において「返還金等の額」という。)を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額との合計額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しない。同法第六条第二項に規定する当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、昭和五十五年分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。この場合において、当該合計額から同予算に計上された地方交付税交付金の額を控除した額に相当する昭和五十四年度分として交付すべき地方交付税については、同法第六条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、その全額を普通交付税として交付することができる。

附則 (昭和五十五年三月一日法律第四九号) 抄

- この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十五年三月三十一日法律第一九号) 抄

- この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正)

- 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第十条の規定は、昭和五十五年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和五十五年五月二二日法律第四六号) 抄

- この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十五年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和五十五年五月二六日法律第六〇号) 抄

- この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十五年五月二八日法律第六三号) 抄

- この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十六年五月三〇日法律第五八号) 抄

- この法律は、公布の日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十六年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和五十七年二月二六日法律第四九号) 抄

- この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十七年三月三十一日法律第一六号) 抄

- この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附則 (昭和五十七年五月三十一日法律第四五号) 抄

- この法律は、公布の日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の地方交付税法(以下「新法」という。)の規定は、次項に定めるもののほか、昭和五十七年度分の地方交付税から適用する。

- 新法第十二条第二項の表第三十五号の規定は、この法律の施行の日以後に発行を許可された地方債に係る元利償還金について適用し、同日前に発行を許可された地方債に係る元利償還金については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十七年二月二七日法律第九二号) 抄

- この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十七年度分の地方交付税から適用する。

3 地方交付税法第六條の二の規定の適用については、昭和五十七年度に限り、同条第二項中「相当する額」とあるのは「相当する額から昭和五十七年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額と昭和五十七年度特別会計補正予算（特第一号）による補正後の同特別会計に計上された地方交付税交付金の額との差額の百分の六に相当する額を控除した額」と、同条第三項中「相当する額」とあるのは「相当する額に昭和五十七年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額と昭和五十七年度特別会計補正予算（特第一号）による補正後の同特別会計に計上された地方交付税交付金の額との差額の百分の六に相当する額を控除した額」と、同条第三項中「相当する額」とあるのは「相当する額に昭和五十七年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額と昭和五十七年度特別会計補正予算（特第一号）による補正後の同特別会計に計上された地方交付税交付金の額との差額の百分の六に相当する額を控除した額」とする。

附則（昭和五十八年五月一六日法律第三六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十八年度分の地方交付税から適用する。

2 昭和五十八年度に限り、新法附則第七條第二項中「道路交通法附則第十六條第一項」とあるのは、「地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第三十六号）附則第四條の規定による改正前の道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二百二十六号）附則第七條」とする。

3 第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第三條第一項の規定は、昭和五十六年度分に係る同項に規定する基準税額のうち算定過少又は算定過大と認められる額については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「当該税目に係る前年度分又は前々年度分の基準税額」とあるのは「道府県民税の所得割及び市町村民税の所得割並びに特別とん譲与税にあつては当該税目に係る昭和五十六年度分の基準税額、道府県民税の法人税割及び法人の行う事業に対する事業税にあつては当該税目に係る同年度分の基準税額から当該税目の減収補てんのため同年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額」と、「当該前年度又は前々年度の特別交付税」とあるのは「昭和五十六年度又は昭和五十七年度の特別交付税」と、「当該年度」とあるのは「昭和五十八年度」とする。

（政令への委任）

第十條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和五十九年二月二八日法律第二七号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十九年五月二三日法律第三七号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十九年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和六〇年五月一八日法律第三七号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年五月三一日法律第四四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、次項及び附則第四項に定めるものを除き、昭和六十年年度分の地方交付税から適用する。

3 第一条の規定による改正後の地方交付税法第十四條の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定について適用し、昭和六十年年度分までの地方交付税に係る基準財政収入額の算定については、第一条の規定による改正前の地方交付税法第十四條の規定の例による。

4 昭和六十年年度に限り、前項の規定によりその例によることとされる第一条の規定による改正前の地方交付税法第十四條の規定の適用について、同条第三項の表道府県の項第四号中「前年度の市町村たばこ消費税の課税標準額」とあるのは、「昭和五十九年三月一日から昭和六十年二月二十八日までの間において売り渡された製造たばこの本数」とする。

附則（昭和六一年五月八日法律第四六号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年五月一五日法律第四八号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和六十一年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和六一年一月二八日法律第八六号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年二月四日法律第九四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和六十三年度分までの地方交付税に係る基準財政収入額の算定については、前条の規定による改正前の地方交付税法第十四條の規定の例による。この場合において、同条中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律」とあるのは、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）附則第十三條第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律」とする。

附則（昭和六二年三月三一日法律第二二号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正前の地方交付税法第十四條の規定は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（昭和六二年三月三一日法律第二二号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 目次の改正規定、第十五條の四第一項第一号、第十七條の四第一項第一号及び第二十條の四の二の改正規定、第二十三條第一項第三号の次に一号を加える改正規定、同項第四号、第七号及び第八号の改正規定、同項に一号を加える改正規定、同条第四項、第二十四條、第二十四條の五第一項及び第二十五條第一項の改正規定、第二十五條の次に一号を加える改正規定、第二十六條、第二十七條、第三十二條及び第三十四條第一項第十号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同項第十一号、同条第二項から第六項まで、第八項及び第九項、第三十五條第一項、第三十六條第二項並びに第三十七條の二の改正規定、第三十七條の三を削る改正規定、第四十五條の二第一項各号列記以外の部分、第二項及び第三項並びに第四十七條第一項の改正規定、第五十三條の改正規定（同条第四項の改正規定中「又は第六十三條第一項」を、「第六十三條第一項又は第六十三條の二第一項」に改める部分を除く）、第五十三條の二から第五十七條まで、第六十二條第一項及び第六十四條の改正規定、第六十五條の次に一号を加える改正規定、第七十一條の十七第三項第一号、第二百九十二條第一項第四号、第七号及び第八号、第二百九十四條第一項第四号、第三百十三條並びに第三百十四條の二第一項第十号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同項第十一号、同条第二項から第六項まで、第八項及び第九項、第三百十四條の三第一項並びに第三百十四條の七の改正規定、第三百十四條の八を削る改正規定、第三百十七條の二第一項各号列記以外の部分、第三十七條の六に一項を加える改正規定、第三百十七條の七第一項の改正規定、第三百二十一

ては、同条第三項の表道府県の項第四号中「前年度の道府県たばこ消費税の課税標準額」とあり、及び同表市町村の項第四号中「前年度の市町村たばこ消費税の課税標準額」とあるのは、「昭和五十九年三月一日から昭和六十年二月二十八日までの間において売り渡された製造たばこの本数」とする。

附則（昭和六一年五月八日法律第四六号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年五月一五日法律第四八号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和六十一年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和六一年一月二八日法律第八六号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年二月四日法律第九四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和六十三年度分までの地方交付税に係る基準財政収入額の算定については、前条の規定による改正前の地方交付税法第十四條の規定の例による。この場合において、同条中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律」とあるのは、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）附則第十三條第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律」とする。

附則（昭和六二年三月三一日法律第二二号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正前の地方交付税法第十四條の規定は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（昭和六二年三月三一日法律第二二号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 目次の改正規定、第十五條の四第一項第一号、第十七條の四第一項第一号及び第二十條の四の二の改正規定、第二十三條第一項第三号の次に一号を加える改正規定、同項第四号、第七号及び第八号の改正規定、同項に一号を加える改正規定、同条第四項、第二十四條、第二十四條の五第一項及び第二十五條第一項の改正規定、第二十五條の次に一号を加える改正規定、第二十六條、第二十七條、第三十二條及び第三十四條第一項第十号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同項第十一号、同条第二項から第六項まで、第八項及び第九項、第三十五條第一項、第三十六條第二項並びに第三十七條の二の改正規定、第三十七條の三を削る改正規定、第四十五條の二第一項各号列記以外の部分、第二項及び第三項並びに第四十七條第一項の改正規定、第五十三條の改正規定（同条第四項の改正規定中「又は第六十三條第一項」を、「第六十三條第一項又は第六十三條の二第一項」に改める部分を除く）、第五十三條の二から第五十七條まで、第六十二條第一項及び第六十四條の改正規定、第六十五條の次に一号を加える改正規定、第七十一條の十七第三項第一号、第二百九十二條第一項第四号、第七号及び第八号、第二百九十四條第一項第四号、第三百十三條並びに第三百十四條の二第一項第十号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同項第十一号、同条第二項から第六項まで、第八項及び第九項、第三百十四條の三第一項並びに第三百十四條の七の改正規定、第三百十四條の八を削る改正規定、第三百十七條の二第一項各号列記以外の部分、第三十七條の六に一項を加える改正規定、第三百十七條の七第一項の改正規定、第三百二十一

ては、同条第三項の表道府県の項第四号中「前年度の道府県たばこ消費税の課税標準額」とあり、及び同表市町村の項第四号中「前年度の市町村たばこ消費税の課税標準額」とあるのは、「昭和五十九年三月一日から昭和六十年二月二十八日までの間において売り渡された製造たばこの本数」とする。

附則（昭和六一年五月八日法律第四六号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年五月一五日法律第四八号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和六十一年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和六一年一月二八日法律第八六号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年二月四日法律第九四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和六十三年度分までの地方交付税に係る基準財政収入額の算定については、前条の規定による改正前の地方交付税法第十四條の規定の例による。この場合において、同条中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律」とあるのは、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）附則第十三條第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律」とする。

附則（昭和六二年三月三一日法律第二二号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正前の地方交付税法第十四條の規定は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（昭和六二年三月三一日法律第二二号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

条の八の改正規定（同条第四項の改正規定中「又は第六十三條第一項」を「第六十三條第一項又は第六十三條の二第一項」に改める部分を除く）、第三百二十一條の八の二、第三百二十一條の九第一項、第三百二十一條の十一から第三百二十一條の十三まで、第三百二十四條第一項、第三百二十六條、第七百三十四條第二項及び第三項、第七百三十六條第三項、附則第六條並びに第八條から第八條の三までの改正規定、附則第三十三條の二の改正規定（同条第三項第二号の改正規定を除く）、附則第三十三條の三の改正規定、附則第三十三條の三の次に一條を加える改正規定、附則第三十四條から第三十五條までの改正規定並びに附則第三十五條の四の一項を加える改正規定並びに次條の規定、附則第四條第二項、第五項及び第六項の規定（新法第三十二條第十一項並びに第四十五條の二第一項各号列記以外の部分、第二項及び第三項に係る部分に限る）、附則第四條第七項及び第九項から第十三項まで並びに第五條第二項の規定、附則第六條第二項、第五項及び第六項の規定（新法第三百十三條第十一項、第三百十七條の二第二項各号列記以外の部分、第二項、第三項及び第五項、第三百十七條の六第三項並びに第三百十七條の七第一項に係る部分に限る。）並びに附則第六條第七項、第九項及び第十項、第七條、第十一條並びに第十二條の規定、昭和六十三年四月一日

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第十二條 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四條の規定は、昭和六十三年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 昭和六十三年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四條第三項の表道府県の項

と、同表市町村の項

十一 利子 前年度の利子割交付金の交付額

とあるの

十一 利子割 当該年度の利子割交付金の交付見込額として自治大臣が定める額

とあるの

附則（昭和六十二年九月二日法律第九五号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和六十二年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和六十三年二月二六日法律第二号）抄

この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和六十二年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和六十三年五月二〇日法律第四八号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和六十三年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和六十三年二月三〇日法律第一一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一條 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四條第三項の表道府県の項第四号中「前年度の道府県たばこ税の課税標準数量」とあり、及び同表市町村の項第四号中「前年度の市町村たばこ税の課税標準数量」とあるのは、「昭和六十三年三月一日から昭和六十四年二月二十八日までの間に売渡し等が行われた製造たばこの課税標準たる本数」とする。

第二十二條 昭和六十四年度分の地方交付税に限り、地方交付税法第十四條の規定による基準財

政収入額は、附則第二十条の規定による改正後の地方交付税法第十四條第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては基準税率（同条第二項に規定する基準税率をいう。以下同じ。）をもつて算定した当該道府県の旧道府県たばこ消費税（旧法第七十四條の二に規定する道府県たばこ消費税をいう。以下同じ。）、旧娯楽施設利用税（旧法第七十五條第一項に規定する娯楽施設利用税をいう。以下同じ。）、及び旧料理飲食等消費税（旧法第一百三條第一項に規定する料理飲食等消費税をいう。以下同じ。）の収入見込額（ゴルフ場所在の市町村を包括する道府県の旧娯楽施設利用税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該道府県の旧娯楽施設利用税の収入見込額から旧法第十二條の二の規定によりゴルフ場所在の市町村に對し交付するものとされる旧娯楽施設利用税に係る交付金（以下「旧娯楽施設利用税交付金」という。）、の交付見込額の百分の八十に相當する額を控除した額とする。）の合算額を、市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の旧市町村たばこ消費税（旧法第四百六十五條に規定する市町村たばこ消費税をいう。以下同じ。）、旧電気税（旧法第四百八十六條第一項に規定する電気税をいう。以下同じ。）、旧ガス税（旧法第四百八十六條第二項に規定するガス税をいう。以下同じ。）、及び旧木材引取税（旧法第五百一十一條第一項に規定する木材引取税をいう。以下同じ。）、の収入見込額並びに当該市町村の旧娯楽施設利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額の合算額を加算した額とする。

2 前項の収入見込額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

地方団体	収入の項目	収入見込額の算定の基礎
道府県	旧道府県たばこ消費税	前年度の旧道府県たばこ消費税の課税標準額
旧娯楽施設利用税	旧娯楽施設利用税	当該道府県に所在する旧法第七十五條第一項の施設利用税

設の数又は当該施設における利用物件数

料理店業、飲食店業、旅館業等に係る売上金額

市町村

一 旧市町村たばこ消費税

二 旧電気税

三 旧ガス税

四 旧木材引取税

五 旧娯楽施設利用税

交付金

附則（昭和六十三年二月三〇日法律第一一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第五條 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四條の規定は、昭和六十四年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 昭和六十四年度から昭和六十六年度までの各年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定については、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四條第三項の表道府県の項第十三号中「前年度の消費譲与税の譲与額」とあるのは「消費譲与税法（昭和六十三年法律百一十一号）附則第二條第一項及び第二項の規定によつて算定した額」と、同表市町村の項第十二号中「前年度の消費譲与税の譲与額」とあるのは「消費譲与税法附則第二條第三項及び第四項の規定によつて算定した額」とする。

附則（昭和六十三年二月三〇日法律第一一〇号）抄

1 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附則（平成元年三月一〇日法律第六号）

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下「新

地方公共団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
円			

として自治大臣が指定するもの額

附則（平成二年二月二六日法律第八四号）
この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二年度分の地方交付税から適用する。

附則（平成三年三月三〇日法律第七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。
（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二十六条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成三年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 平成三年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表市町村の項第十号中「前年度の特別地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の特別地方消費税交付金の交付見込額として自治大臣が定める額」とする。

附則（平成三年五月一日法律第四九号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。
（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成三年度分の地方交付税から適用する。
（土地開発基金費等の基準財政需要額への算入）
3 平成三年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

道府県	一 土地開発基金	人口	一人につき一、〇〇〇
	二 地域福祉基金	人口	一人につき七、六四
	三 財源対策債償還基金費	昭和六十年度から昭和六十三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	一人につき七、九七
市町村	一 土地開発基金	人口	一人につき三、〇〇〇
	二 地域福祉基金	人口	一人につき八、〇〇〇
	三 財源対策債償還基金費	昭和六十年度から昭和六十三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	一人につき九、七〇〇

4 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、土地開発基金費及び地域福祉基金費に係るものにあつては人口の多少による段階その他の事情を参酌して、財源対策債償還基金費に係るものにあつては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

道府県	一 人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人
	二 昭和六十年度から昭和六十三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	昭和六十三年度までの各年度において発行を許可された地方債の額	千円

附則（平成三年二月二〇日法律第九七号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）の規定は、平成三年度分の地方交付税から適用する。

2 平成三年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から新法第二十条の第三項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入される額（以下この項において「返還金等の額」という。）と百億円との合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から返還金等の額と百億円との合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額と百億円との合算額を加算した額とする。

附則（平成四年六月五日法律第七一号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。
（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成四年度分の地方交付税から適用する。
（土地開発基金費等の基準財政需要額への算入）
3 平成四年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

道府県	一 土地開発基金	人口	一人につき一、〇〇〇
	二 地域福祉基金	人口	一人につき七、六四
	三 臨時財政特例債償還基金費	臨時財政特例対策のため昭和六十年度から昭和六十二年分までの各年度において発行を許可された地方債の額	一人につき七、八七
市町村	一 土地開発基金	人口	一人につき三、〇〇〇
	二 地域福祉基金	人口	一人につき八、〇〇〇
	三 臨時財政特例債償還基金費	臨時財政特例対策のため昭和六十年度から昭和六十二年分までの各年度において発行を許可された地方債の額	一人につき九、七〇〇

4 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、土地開発基金費及び地域福祉基金費に係るものにあつては人口の多少による段階その他の事情を参酌して、臨時財政特例債償還基金費に係るものにあつては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一人	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人
二人	国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律(昭和六十年法律第三十七号)	千円
臨時特例	の補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和六十一年法律第四十六号)等の規定による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十一年から昭和六十二年までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため昭和六十一年から昭和六十二年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額の	

附則(平成四年二月一六日法律第一〇一号)
この法律は、公布の日から施行する。

附則(平成五年六月一〇日法律第五六号)抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。
(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成五年度分の地方交付税から適用する。

3 (地域福祉基金費の基準財政需要額への算入)平成五年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によって算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地域福祉基金費	人口	円 一人につき 六四七
市町村	地域福祉基金費	人口	円 一人につき 一、八九〇

附則(平成五年六月一六日法律第六七号)抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則(平成五年一月一二日法律第八九号)抄
(施行期日)
この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。
(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)
2 第二条の規定は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

4 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのため手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)
第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要となる経過措置は、政令で定める。
附則(平成五年二月二二日法律第九六号)抄
この法律は、公布の日から施行する。
附則(平成六年三月二二日法律第一六六号)抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則(平成六年六月二九日法律第四九七号)抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。
(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成六年度分の地方交付税から適用する。
3 平成六年度における基準財政収入額の算定方法の特例)
4 前項の減収見込額は、次の表の上欄に掲げる地方公共団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によって、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

地方公共団体の種類	収入の項目	減収見込額の算定の基礎
道府県	道府県民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのため手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

市町	消費	前年度の消費課税の課税額
村	消費	前年度の消費課税の課税額
市町村民税の所得割	消費	前年度の消費課税の課税額
消費	消費	前年度の消費課税の課税額

附則(平成六年六月二九日法律第四九七号)抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。
附則(平成六年二月二二日法律第一一〇号)抄
(施行期日)
この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第五十条の四、第三百二十八条の三、別表第一及び別表第二の改正規定並びに第二条及び第四条の規定並びに次条第三項並びに附則第九、第十、第十三及び第十二条の規定並びに附則第十九条の規定(地方交付税法附則第四条の改正規定に限る。)平成七年一月一日
二 略
三 第一条中地方消費税に関する改正規定及び第三条の規定並びに附則第三条から第七条まで及び第十三条から第十六条までの規定、附則第十七条の規定(地方財政法第四十四条の三第一項及び第五十一条第一項の改正規定に限る。)、附則第十八条の規定、附則第十九条の規定(地方交付税法附則第四条の改正規定を除く。))並びに附則第二十条から第三十三条までの規定 平成九年四月一日
(政令への委任)
第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要となる経過措置その他必要な事項は、政令で定める。
(検討)
第十二条 地方消費税の税率については、社会福祉等に要する費用の財源を確保する観点、地方

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのため手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

の行財政改革の推進状況、非課税等特別措置等に係る課税の適正化の状況、地方財政の状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成八年九月三十日までに所要の措置を講ずるものとする。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二十条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成九年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 平成九年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表道府県の項

1 譲渡	前年度の譲渡割の課税標準等の額
2 貨物割	前年度の貨物割の課税標準等の額

1 当該年度の譲渡割の課税標準等の額として自治大臣が定める額
 2 当該年度の貨物割の課税標準等の額として自治大臣が定める額

九 地方消費 前年度の地方消費費交付金の交付額

九 地方消費 当該年度の地方消費費交付金の交付見込額と税交付して自治大臣が定める額

第二十一条 平成九年度分の地方交付税に限り、地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、附則第十九条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあっては当該道府県の消費譲与税相当額（附則第十四条第一項の規定により譲与される廃止前の消費譲与税に相当する額をいう。以下この条において同じ。）の収入見込額の百分の八十の額、市町村にあっては当該

市町村の消費譲与税相当額の収入見込額の百分の七十五の額を加算した額とする。
 2 前項の収入見込額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

道府県	消費譲与税相当額	前年度の消費譲与税の譲与額
市町村	消費譲与税相当額	前年度の消費譲与税の譲与額

附則（平成七年二月一五法律第一号）
 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成七年三月二三日法律第四一號）抄
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成七年度分の地方交付税から適用する。
 （平成七年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第三条 平成七年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、次に掲げる額の合算額の道府県にあっては百分の八十の額、市町村にあっては百分の七十五の額を加算した額とする。

一 地方税法等の一部を改正する法律（平成六一年法律百一十一号。第三号において「地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成七年度の減収見込額

二 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車等の譲渡等に係る消費税率の特例の適用期間の終了による平成六年度における消費税率の収入の減少に伴う道府県又は市町村に対して譲与される消費譲与税の額の減少による平成七年度の減収見込額

三 地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成七年度の減収見込額
 2 前項各号に掲げる額の合算額（以下この項において「減収見込額」という。）は、次の表の上欄に掲げる地方公共団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

道府県	道府県民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額
市町村	市町村民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額

附則（平成七年三月二九日法律第五〇號）抄
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成八年二月二三日法律第三〇號）抄
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法附則第五条第二項の規定は、平成七年度分の地方交付税から適用する。

第三条 平成七年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、次に掲げる額の合算額の道府県にあっては百分の八十の額、市町村にあっては百分の七十五の額を加算した額とする。

一 地方税法等の一部を改正する法律（平成六一年法律百一十一号。第三号において「地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成七年度の減収見込額

二 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車等の譲渡等に係る消費税率の特例の適用期間の終了による平成六年度における消費税率の収入の減少に伴う道府県又は市町村に対して譲与される消費譲与税の額の減少による平成七年度の減収見込額

三 地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成七年度の減収見込額
 2 前項各号に掲げる額の合算額（以下この項において「減収見込額」という。）は、次の表の上欄に掲げる地方公共団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

道府県	道府県民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額
市町村	市町村民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額

附則（平成九年三月二八日法律第九〇號）抄
 第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 地方税法等の一部を改正する法律（平成八一年法律第十二号）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成八年度の減収見込額

第三条 平成八年度における基準財政収入額の算定方法の特例
 平成八年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、次に掲げる額の合算額の道府県にあっては百分の八十の額、市町村にあっては百分の七十五の額を加算した額とする。

一 地方税法等の一部を改正する法律（平成六一年法律百一十一号）の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成八年度の減収見込額

二 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車等の譲渡等に係る消費税率の特例の適用期間の終了による平成六年度における消費税率の収入の減少に伴う道府県又は市町村に対して譲与される消費譲与税の額の減少による平成七年度の減収見込額

三 地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成七年度の減収見込額
 2 前項各号に掲げる額の合算額（以下この項において「減収見込額」という。）は、次の表の上欄に掲げる地方公共団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

二 第二条の改正規定並びに附則第七条及び第二十五条から第二十九条までの規定 平成十二年四月一日

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第二十六条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成十二年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 平成十二年度分の地方交付税に限り、地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項の規定によって算定した額に、道府県にあっては基準税率(同条第二項に規定する基準税率をいう。)をもつて算定した当該道府県の旧特別地方消費税(第二条の規定による改正前の地方税法第百十三条第一項に規定する特別地方消費税をいう。以下同じ。)の収入見込額から第二条の規定による改正前の地方税法第百四十四条の二の規定により市町村に対し交付するものとされる旧特別地方消費税に係る交付金(以下「旧特別地方消費税交付金」という。)の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額を、市町村にあっては当該市町村の旧特別地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額を加算した額とする。

3 前項の収入見込額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

地方団体の種類	収入の項目	収入見込額の算定の基礎
道府県	旧特別地方消費税	料理店業、飲食店業、旅館業等に係る売上金額
市町村	旧特別地方消費税交付金	前年度の旧特別地方消費税交付金の交付額

附則(平成九年三月二八日法律第一〇号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(施行期日)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成九年度分の地方交付税から適用する。

(平成九年度における基準財政収入額の算定方法の特例)
第四条 平成九年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあっては第三条の規定による改正後の地方財政法(以下この条において「改正後の地方財政法」という。)第三十三條の四第二項の規定により当該道府県の同年度の地方消費税の収入見込額及び消費税と同等の地方税法等の一部を改正する法律(平成六年法律百一十一号)附則第十四条第一項の規定により同年度に譲与される廃止前の消費税と同等に相当する額をいう。以下この条において同じ。)の収入見込額の合算額から地方消費税交付金(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の交付見込額を控除した額が当該道府県の平成九年度以降の各年度の地方消費税の収入見込額から地方消費税交付金の収入見込額を控除した額に比して過少と認められる額として算定した額の百分の八十の額、市町村にあっては改正後の地方財政法第三十三條の四第二項の規定により当該市町村の平成九年度以降の各年度の地方消費税交付金の収入見込額及び消費税と同等の地方税法等の一部を改正する法律(平成六年法律百一十一号)附則第十四条第一項の規定により同年度に譲与される廃止前の消費税と同等に相当する額をいう。以下この条において同じ。)の収入見込額の合算額から地方消費税交付金(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の交付見込額を控除した額が当該道府県の平成九年度以降の各年度の地方消費税の収入見込額から地方消費税交付金の収入見込額を控除した額に比して過少と認められる額として算定した額の百分の七十五の額を加算した額とする。

1 この法律は、公布の日から施行する。(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十年度分の地方交付税から適用する。(平成十年度における基準財政収入額の算定方法の特例)
第四条 平成十年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあっては第一号に掲げる額の百分の八十の額、市町村にあっては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

附則(平成一〇年一月三〇日法律第三七号)抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十年度分の地方交付税から適用する。(平成十年度における基準財政収入額の算定方法の特例)
第四条 平成十年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあっては第一号に掲げる額の百分の八十の額、市町村にあっては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

附則(平成一〇年六月五日法律第九三三号)抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十年度分の地方交付税から適用する。

の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあっては第一号に掲げる額の百分の八十の額、市町村にあっては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

イ 及びロに掲げる額の合算額
地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律(平成十年法律第八十五号)第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)以下この項において「平成十年改正後の地方税法」という。)附則第三条の四の規定による個人の道府県民税に係る特別減税による平成十年の減収見込額

ロ 平成十年改正後の地方税法附則第十一条の四第十三項及び第十四項の規定による不動産取得税の減額に係る平成十年の減収見込額

二 平成十年改正後の地方税法附則第三条の四の規定による個人の市町村民税に係る特別減税による平成十年の減収見込額

2 前項第一号に掲げる額(以下この項において「減収見込額」という。)は、道府県につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目	減収見込額の算定の基礎
道府県	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額
市町村	前々年度における不動産取得税の課税標準等の額

3 第一項第二号に掲げる額(以下この項において「減収見込額」という。)は、市町村につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目について、同表の下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

(緊急地域経済対策費の基準財政需要額への算入)
第三条 平成十年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	緊急地域経済対策費	人口	円 一人につき 一、八〇
市町村	緊急地域経済対策費	人口	円 一人につき 一、二〇

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、地方公共団体の態容その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人

附則(平成一〇年二月一八日法律第一四六号)抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 平成十年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から地方交付税法第二十条の三第二項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入される額(以下「返還金等の額」という。)と千三百億円との合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から返還金等の額と千三百億円との合算額を控除し

た額の百分の六に相当する額に返還金等の額と千三百億円との合算額を加算した額とする。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十一年度分の地方交付税から適用する。

（平成十一年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第四条 平成十一年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第十五号）による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成十一年度の減収見込額の道府県にあっては百分の八十の額、市町村にあっては百分の七十五の額を加算した額とする。

2 前項の減収見込額は、次の表の上欄に掲げる地方公共団体のとき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

地方公共団体の種類	収入の項目	減収見込額の算定の基礎
道府県	道府県民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となった納税義務者数等の数及び課税標準等の額
市町村	市町村民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となった納税義務者数等の数及び課税標準等の額

附則（平成二十二年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六條、第八條及び第七條の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第六百六十二條、第六百六十三條、第六百六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

附則（平成二十二年三月三十一日法律第一六〇号）抄

（国等の事務）

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第六十條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定以下この条及び附則第六十三條において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し

報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていなかったものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第一六〇号）抄

（不服申立てに関する経過措置）

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分した行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第一六〇号）抄

（検討）

第二百五十條 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一條 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二十二年二月一七日法律第一五四号） この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十二年二月二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五條、第千三百六條、第千三百二十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び第千三百四十四條の規定 公布の日

附則（平成二十二年三月二九日法律第五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十二年年度分の地方交付税から適用する。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第一五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正等）

第十条 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第五条の規定は、平成二十二年年度分の地方交付税から適用する。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第二五号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、平成二十二年年度分の地方交付税から適用する。

（臨時経済対策費の基準財政需要額への算入）

第二条 平成二十二年年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法（以下「法」という。）第十一条の規定に

よって算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位数を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	経費の種類	測定単位	単位数
道府県	臨時経済対策費	人口	円 一人につき 一、一八〇
市町村	臨時経済対策費	人口	円 一人につき 七九〇

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、地方公共団体の態容その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人

(平成十二年度分として交付すべき地方交付税の一部の平成十三年度分における交付)

第三条 平成十二年度分として交付すべき地方交付税については、法附則第四条の規定により算定された平成十二年度分の地方交付税の総額から同年度分に係る法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額と当該合算額の九十四分の六に相当する額に法第二十条の第三項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入された額を加算した額との合計額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しない。法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成十三年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

附則 (平成十二年二月八日法律第一四八号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正等)

第四条

2 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第五条の規定は、平成十三年度分の地方交付税から適用する。

附則 (平成十三年三月三〇日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 地方交付税法の一部改正に伴う経過措置(地方交付税法の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十三年度分の地方交付税から適用する。

附則 (平成十三年三月三十一日法律第二二号) 抄

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成十三年六月二十九日法律第九二号) 抄

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成十三年一月二十六日法律第一二二号)

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成十四年七月二二日法律第八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十四年度分の地方交付税から適用する。

附則 (平成十四年七月三十一日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 第一章第一節(別表第一から別表第四までを含む。)並びに附則第二十八條第二項、第

三十三條第二項及び第三項並びに第三十九條の規定 公布の日

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第十三條 第五十五條の規定による改正後の地方交付税法第十四條の規定は、平成十六年度以後の年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定について適用し、平成十五年分までの地方交付税に係る基準財政収入額の算定については、第五十五條の規定による改正前の地方交付税法第十四條の規定の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九條 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成十五年二月五日法律第一号) この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成十五年三月三十一日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節(別表第一から別表第四までを含む。)並びに附則第二十八條第二項、第

三十三條第二項及び第三項並びに第三十九條の規定 公布の日

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第十三條 第五十五條の規定による改正後の地方交付税法第十四條の規定は、平成十六年度以後の年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定について適用し、平成十五年分までの地方交付税に係る基準財政収入額の算定については、第五十五條の規定による改正前の地方交付税法第十四條の規定の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九條 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成十五年二月五日法律第一号) この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成十五年三月三十一日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第一条中地方税法目次の改正規定(「/」第二

款 課税標準及び税率(第七十二條の十二

「第七十二條の二十三の四)/第三款 法人

の事業税の申告納付、更正及び決定並びに個人

の事業税の賦課及び徴収(第七十二條の二十四

第十四條の二第一項及び第三十四條の七の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七百三十四條第三項、附則第三條の二第一項、附則第三條の三及び附則第五條の改正規定、同条の次に二條を加える改正規定、同法附則第六條及び第三十三條の三の改正規定、同法附則第三十四條の改正規定(同条第一項に係る部分を除く。)、同法附則第三十五條の二の改正規定(同条第五項及び第九項第二号に係る部分を除く。)、同法附則第三十五條の二の第一項の改正規定(、附則第三十五條の二の第四項並びに第三十五條の二の六第二項)を「並びに附則第三十五條の二の六第二項」に、「、附則第三十五條の二の四第一項、第三十五條の二の六第二項」を「、附則第三十五條の二の六第二項」に改める部分に限る。)、同法附則第三十五條の二の三から附則第三十五條の二の五までの改正規定、同法附則第三十五條の三の次に一条を加える改正規定、同法附則第三十五條の四第二項第四号の改正規定(「第三十七條の二」の下に、「第三十七條の三」を加える部分に限る。)、同法第五号の改正規定(「第四項第三号」を「第五項第三号」に改める部分に限る。)、同法第四項の改正規定(「、第一項中」の下に、「道府県」とあるのは「市町村」と「」を加え、「百分の二」を「百分の一・六」に、「百分の四」を「百分の三・四」に改める部分を除く。)、並びに同法附則第四十條の改正規定(同条第十項に係る部分を除く。)

並びに次条第一項、附則第三條第二項、第三項、第五項から第七項まで、第九項、第十項、第十六項、第十八項及び第十九項並びに附則第十條第二項、第三項、第五項から第七項まで、第九項及び第十項の規定、附則第二十九條の規定(地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)第十四條第一項及び第五項の表道府県の項第一号の改正規定(株式等譲渡所得に係る部分に限る。))並びに同表市町村の項中第十八号を第二十号とし、第九号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次のように加える改正規定に限る。)、附則第三十條第三項及び第四項の規定並びに附則第三十七條の規定(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四條第三項の改正規定に限る。)

平成十六年一月一日

五 略

六 第一条中地方税法目次の改正規定（一）／第二款 課税標準及び税率（第七十二条の十二―第七十二条の二十三の四）／第三款 法人の事業税の申告納付、更正及び決定並びに個人の事業税の賦課及び徴収（第七十二条の二十四―第七十二条の六十五）／を／第二款 法人の事業税に係る課税標準及び税率等（第七十二条の十一―第七十二条の四十九の六）／第三款 個人の事業税に係る課税標準及び税率等（第七十二条の四十九の七―第七十二条の六十五）／に改める部分に限る。）

、同法第十一条の第五号、第十四条の九及び第十六条の四第十二項の改正規定、同法第十七条の五第三項の改正規定（一の決定（一の下の「第七十二条の第二項第一号イに掲げる法人に対して課する事業税、」を加える部分に限る。）、同法第十九条の九第二項及び第二十條の九の第三項の改正規定、同法第七十二条の二を同法第七十二条の二とする改正規定、同法第七十二条の改正規定、同法第七十二条の二とし、同法第二章第二節第一款中同条の前に一条を加える改正規定、同法第七十二条の三の改正規定（同条第一項の改正規定（「又は同法」を「、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二項第十一項に規定する加入者保護信託又は法人税法」に改める部分に限る。）を除く。）、同法第七十二条の四第一項第三号の改正規定（「、労働福祉事業団」を削る部分に限る。）、同法第七十二条の五第一項第六号の改正規定（「通信・放送機構」を削る部分に限る。）、同項第四号の改正規定（「第七十二条の十四第一項及び第七十二条の二十二第二項を「第七十二条の二十三第一項及び第七十二条の二十四の七第六項」に改める部分に限る。）、同法第七十二条の五の二から第七十二条の八までの改正規定、同法第二章第二節第二款の款名の改正規定、同法第七十二条の十二並びに第七十二条の十三第六項及び第二十四項の改正規定、同法第二章第二節第三款の款名及び第七十二条の二十四を削る改正規定、同法第七十二条の二十三の四の改正規定、同条を同法第七十二条の二十四の十一とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十二条の二十三の三の改正規定、同条を同法第七十二条の二十四の十とする改正

規定、同法第七十二条の二十三の二の改正規定、同条を同法第七十二条の二十四の九とする改正規定、同法第七十二条の二十三の改正規定、同条を同法第七十二条の二十四の八とする改正規定、同法第七十二条の二十二の改正規定（同条第四項の改正規定（同項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とする部分に限る。）を除く。）、同条を同法第七十二条の二十四の七とする改正規定、同法第七十二条の二十一を削る改正規定、同法第七十二条の二十の改正規定、同条を同法第七十二条の二十四の五とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十二条の十九の改正規定、同条を同法第七十二条の二十四の四とする改正規定、同法第七十二条の十六から第七十二条の十八までを削る改正規定、同法第七十二条の十五の改正規定、同条を同法第七十二条の二十四とし、同条の次に二条を加える改正規定、同法第七十二条の十四の改正規定（同条第一項の改正規定（「第五十七條第十項及び第十一項、第五十八條第五項」を「第五十七條第八項及び第九項、第五十八條第四項」に改める部分、「及び第六十八條の四十八條の四十三」を「及び第六十八條の六十三」に改める部分及び「及び第六十八條の六十一」を削る部分に限る。）、及び同条第二項の改正規定を除く。）、同条を同法第七十二条の二十三とし、同法第七十二条の十三の次に九条を加える改正規定、同法第七十二条の二十五の改正規定、同法第七十二条の二十六の改正規定（同条第一項の改正規定（「相当する額の事業税」の下に（「次項及び第三項において「予定申告に係る事業税額」という。）を加える部分に限る。）並びに同条第二項及び第三項の改正規定を除く。）、同法第七十二条の二十八から第七十二条の三十一まで、第七十二条の三十三から第七十二条の三十四まで、第七十二条の三十七及び第七十二条の三十八の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十二条の三十九から第七十二条の四十一までの改正規定、同条の次に四條を加える改正規定、同法第七十二条の四十二の改正規定、同法第七十二条の四十三の改正規定（同条第二項の改正規定を除く。）、同法第七十二条の四十四から第七十二条の四十六まで、第七十二条の四十八及び第七十二条の四十九の改正規定、同条の次に五條、款名

及び八条を加える改正規定、同法第七十二条の五十第一項、第七十二条の五十四第二項、第七十二条の五十五、第七十二条の五十九、第七十二条の六十、第七十二条の六十二から第七十二条の六十四まで、第七十二条の七十一、第七十二条の八十七及び第七十二条の四十一項第十三号の改正規定、同項に二号を加える改正規定（同項第三十五号に係る部分に限る。）、同法第三百四十八條第二項第二号の四及び第十六号の改正規定、同項に四号を加える改正規定（同項第三十九号に係る部分に限る。）、同法第三百四十九條の三第四十項の改正規定（「通信・放送機構」を「独立行政法人情報通信研究機構」に改める部分に限る。）、同法第四百四十七條第一項及び附則第三条の第二項の改正規定、同法附則第九條第一項の改正規定（「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める部分を除く。）及び同条第二項の改正規定（「第七十二条の十四第二項第一号」を「第七十二条の二十四の第二項第一号」に改める部分に限る。）、同法附則第九條の二、第九條の五及び第十二條の三第一項の改正規定、同条第三項の改正規定（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の下に「昭和五十四年法律第四十九号」を加える部分及び「附則第三十二條第六項」を「附則第三十二條第七項」に改める部分を除く。）並びに同法附則第四十條第十項の改正規定並びに次条第二項、附則第四條第一項、第四項、第六項及び第七項、第五條、第九條並びに第十一條第三項の規定、附則第二十九條の規定（地方交付税法第十四條第二項の改正規定に限る。）、附則第三十一條及び第三十二條の規定、附則第三十七條の規定（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条第二項及び第三項の改正規定に限る。）並びに附則第三十八條第二項の規定、平成十六年四月一日（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十條 前条の規定による改正後の地方交付税法（以下この条において「新地方交付税法」という。）第十四條第三項の表道府県の項第一号（株式等譲渡所得に係る部分を除く。）及び同表市町村の項第七号の規定並びに新地方交付税法附則第八條の二の規定は、平成十五年度分の基準財政収入額の算定から適用する。

3 新地方交付税法第十四條第一項、第二項並びに第三項の表道府県の項第一号（株式等譲渡所得に係る部分に限る。）並びに同表市町村の項第九号及び第十号の規定は、平成十六年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

4 平成十六年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、新地方交付税法第十四條第三項の表道府県の項第一号中「前年度の株式等譲渡所得の課税標準等の額」とあるのは「当該年度の株式等譲渡所得の課税標準等の額」として総務大臣が定める額」と、同表市町村の項第九号中「前年度の配当割交付金の交付額」とあるのは「当該年度の配当割交付金の交付見込額」として総務大臣が定める額」と、前年度の株式等譲渡所得交付金の交付額」とあるのは「当該年度の株式等譲渡所得交付金の交付見込額」として総務大臣が定める額」とする。

附則（平成一五年三月三十一日法律第一〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第五條第六項の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十五年度分の地方交付税から適用する。この場合において、同法附則第八條の規定は、同年度以降の年度分に係る同条に規定する基準税額等のうち算定過少又は算定過大と認められる額について適用し、平成十二年度分、平成十三年度分及び平成十四年度分に係る第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第八條に規定する基準税額等のうち算定過少又は算定過大と認められる額については、なお従前の例による。

（平成十五年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第五条 平成十五年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の

額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額（都にあつては当該額から当該額に総務省令で定める率を乗じて得た額（以下この項において「平成十五年減税減収調整額」という。）を控除した額）の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額（特別区にあつては当該額に平成十五年減税減収調整額を加算した額）の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イから二までに掲げる額の合算額（都にあつては、当該合算額に特別区に係る第二号イからハまでに掲げる額の合算額を加算した額）からホ及びへに掲げる額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）の施行による法人の道府県民税の法人税割の平成十五年の減収見込額

ロ 所得税法等改正法の施行による法人の事業税の平成十五年の減収見込額

ハ 地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号。以下この項において「地方税法等改正法」という。）の施行による不動産取得税の平成十五年の減収見込額

二 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税の平成十五年の減収見込額（地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年年度の減少見込額を除く。）

ホ 地方税法等改正法の施行による道府県たばこ税の平成十五年の増収見込額

ヘ 地方税法等改正法の施行による自動車取得税の平成十五年の増収見込額（地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金（地方税法第六百九十九条の三十二の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年年度の増加見込額を除く。）

二	イから二までに掲げる額の合算額（特別区にあつては二に掲げる額）からホ及びへに掲げる額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
イ	所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税の法人税割の平成十五年の減収見込額
ロ	地方税法等改正法の施行による特別土地保有税の平成十五年の減収見込額
ハ	地方税法等改正法の施行による事業所税の平成十五年の減収見込額
ニ	地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金の平成十五年の減収見込額
ホ	地方税法等改正法の施行による市町村たばこ税の平成十五年の増収見込額
ヘ	地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金の平成十五年の増収見込額
2	前項第一号に掲げる額（以下この項において「減収見込額」という。）は、道府県につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。
収入の項目	減収見込額の算定の基礎
一 道府県民税の法人税割	当該道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の法人税割の課税標準等の額
二 法人の行う事業に対する事業税	当該道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値
三 不動産取得税	前年度及び前々年度における不動産取得税の課税標準等の額
四 道府県たばこ税	前年度の道府県たばこ税の課税標準数量
五 ゴルフ場利用税	当該道府県に所在するゴルフ場の延利用人員
六 自動車取得税	前年度中における当該道府県の区域内に定置場を有した自動車の取得件数
3	第一項第二号に掲げる額（以下この項において「減収見込額」という。）は、市町村につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目	減収見込額の算定の基礎
一 市町村民税の法人税割	当該市町村の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の法人税割の課税標準等の額
二 市町村たばこ税	前年度の市町村たばこ税の課税標準数量
三 特別土地保有税	前三年度における特別土地保有税の課税標準額
四 事業所税	前三年度における事業所税の課税標準額
五 ゴルフ場利用税交付金	当該市町村に所在するゴルフ場の延利用人員
六 自動車取得税交付金	前年度の自動車取得税交付金の交付額
4	平成十五年に新たに指定された地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対して交付すべき同年度分の普通交付税の額を算定する場合において、前項に規定する減収見込額の算定の基礎となることとが不適当であると認められるときは、当該算定の基礎について、総務省令で特例を設けることができる。
5	平成十五年度分の地方交付税に限り、都及び特別区に係る普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方特別交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「たばこ税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額」とあるのは「たばこ税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額及び都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号。以下この項において「平成十五年地方交付税法等改正法」という。）の百分の七十五に相当する額の合算額」と、自動車取得税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額」とあるのは「自動車取得税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額及び都に係る平成十五年地方交付税法等改正法附則第五項

第一号へに掲げる額に平成十五年減税都区調整率を乗じて得た額（以下この項において「平成十五年減税自動車取得税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額の合算額」と、「たばこ税調整額の百分の七十五の額」とあるのは「たばこ税調整額の百分の七十五の額及び平成十五年減税たばこ税調整額の百分の七十五の額の合算額」と、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額に平成十五年減税自動車取得税調整額の百分の七十五の額を加算した額」とする。

6 平成十五年に限り、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十七条によつて読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「交付金調整額」とあるのは、「交付金調整額並びに都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）附則第五項第一号ホに掲げる額に総務省令で定める率を乗じて得た額及び都に係る同号へに掲げる額に当該率を乗じて得た額」とする。

附則（平成一六年三月三十一日法律第一三三号）抄
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一六年三月三十一日法律第一七号）抄
 第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年三月三十一日法律第一八号）抄
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十六年度分の地方交付税から適用する。

込額の百分の七十五の額に平成十六年度減税地方消費税調整額の百分の七十五の額を加算した額」と、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額に平成十六年度減税自動車取得税調整額の百分の七十五の額を加算した額」とする。

5 平成十六年度に限り、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十七条によって読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「及び交付金調整額」とあるのは、「同項に規定する交付金調整額、都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）附則第五条第一項第一号へに掲げる額に総務省令で定める率を乗じて得た額、都に係る同号トに掲げる額に当該率を乗じて得た額及び都に係る同号チに掲げる額に当該率を乗じて得た額」とする。

附則（平成一六年五月二六日法律第五九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一六年五月二八日法律第六一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年三月三十一日法律第一二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（地方交付税法等の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定及び第四条（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条の改正規定に限る。）の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条の規定は、平成十七年度分の地方交付税から適用する。
（平成十七年度における基準財政収入額の算定方法の特例）
第五条 平成十七年度分の地方交付税における各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定

による基準財政収入額は、同条第一項の規定によって算定した額に、道府県にあっては第一号に掲げる額（都にあっては、当該額から当該額に総務省令で定める率を乗じて得た額（以下この項において「平成十七年度減税調整額」という。）を控除した額）の百分の七十五の額、市町村にあっては第二号に掲げる額（特別区にあっては、当該額に平成十七年度減税調整額を加算した額）の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからニまでに掲げる額の合算額（都にあっては、当該合算額に特別区に係る次号イからニまでに掲げる額の合算額を加算した額）からホからチまでに掲げる額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
イ 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）の施行による法人の道府県民税の法人税割の平成十七年度の減収見込額
ロ 所得税法等改正法及び地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号。以下この項において「地方税法等改正法」という。）の施行による法人の事業税の平成十七年度の減収見込額
ハ 地方税法等改正法の施行による不動産取得税の平成十七年度の減収見込額
ニ 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税の平成十七年度の減収見込額（地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の減少見込額を除く。）
ホ 地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税の所得割の平成十七年度の増収見込額
ヘ 所得税法等改正法の施行による地方消費税の譲渡制及び貨物割の平成十七年度の増収見込額（所得税法等改正法の施行による地方消費税交付金（地方税法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の増加見込額を除く。）

ト 地方税法等改正法の施行による道府県たばこ税の平成十七年度の増収見込額	チ 地方税法等改正法の施行による自動車取得税の平成十七年度の増収見込額（地方税法第六百九十九条の三十二の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の増加見込額を除く。）	二 イからホまでに掲げる額の合算額（特別区にあっては、ホに掲げる額）からヘからリまでに掲げる額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）	イ 所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税の法人税割の平成十七年度の減収見込額	ロ 地方税法等改正法の施行による償却資産に対して課する固定資産税の平成十七年度の減収見込額	ハ 地方税法等改正法の施行による特別土地保有税の平成十七年度の減収見込額	ニ 地方税法等改正法の施行による事業税の平成十七年度の減収見込額	ホ 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金の平成十七年度の減収見込額	ヘ 地方税法等改正法の施行による個人の市町村民税の所得割の平成十七年度の増収見込額	ト 地方税法等改正法の施行による市町村たばこ税の平成十七年度の増収見込額	チ 所得税法等改正法の施行による地方消費税交付金の平成十七年度の増収見込額	リ 地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金の平成十七年度の増収見込額	二 前項第一号に掲げる額は、道府県につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によって、総務省令で定める方法により、算定するものとする。
--------------------------------------	---	--	--	---	--------------------------------------	----------------------------------	---	---	--------------------------------------	---------------------------------------	--	---

三 法人の行う事業に対する事業税	法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値	四 地方消費税の譲渡制及び貨物割	前年度の譲渡制及び貨物割の課税標準等の額	五 不動産取得税	前年度及び前々年度における不動産取得税の課税標準等の額	六 道府県たばこ税	前年度の道府県たばこ税の課税標準数量	七 ゴルフ場利用税	前年度の延利用人員	八 ゴルフ場利用税交付金	前年度における自動車取得税交付金の交付額	九 自動車取得税交付金	前年度における自動車取得税交付金の交付額
------------------	------------------------	------------------	----------------------	----------	-----------------------------	-----------	--------------------	-----------	-----------	--------------	----------------------	-------------	----------------------

3 第一項第二号に掲げる額は、市町村につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によって、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目	算定の基礎
一 市町村民税の所得割	前年度分の所得割の基礎となった納税義務者等の数及び課税標準等の額
二 市町村民税の法人税割	前年度分の法人税割の課税標準等の額
三 償却資産	地方税法第三百八十九条の規定により総務大臣又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分する償却資産に係る当該配分額
四 市町村たばこ税	前年度の市町村たばこ税の課税標準数量
五 特別土地保有税	平成十二年度から平成十四年度までの各年度における特別土地保有税の課税標準額
六 事業所税	前三年度における事業所税の課税標準額
七 地方消費税交付金	前年度の地方消費税交付金の交付額
八 ゴルフ場利用税交付金	ゴルフ場の延利用人員
九 自動車取得税交付金	前年度における自動車取得税交付金の交付額

4 平成十七年度に新たに指定された地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対して交付すべき

同年度分の普通交付税の額を算定する場合にお
いて、前項に規定する算定の基礎によることが
できず又は適当でない認められるときは、当
該算定の基礎について、総務省令で特例を設け
ることができる。

5 平成十七年度分の地方交付税における都及び
特別区に係る普通交付税の額の算定に用いる基
準財政収入額を算定する場合における地方特例
交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第
十四条第二項の規定により読み替えられた地方
交付税法第十四条第一項の規定の適用について
は、同項中「軽油引取税の収入見込額」とあ
るの「軽油引取税の収入見込額（都の所得割
の収入見込額については基準税率をもつて算定
した都の所得割の収入見込額から都に係る地方
交付税法等の一部を改正する法律（平成十七年
法律第十二号。以下この項において「平成十七
年地方交付税法等改正法」という。）附則第五
条第一項第一号ホに掲げる額に同項に規定する
総務省令で定める率（以下この項において「平
成十七年度減税都区調整率」という。）を乗じ
て得た額（以下この項において「平成十七年度
減税所得割調整額」という。）の百分の七十五
に相当する額を控除した額とし」と、「地方消
費税交付金」というの交付見込額の百分の
七十五に相当する額」とあるのは「地方消費
税交付金」というの交付見込額の百分の七十
五に相当する額及び都に係る平成十七年度地方
交付税法等改正法附則第五條第一項第一号へに
掲げる額に平成十七年度減税都区調整率を乗じ
て得た額（以下この項において「平成十七年度
減税地方消費税調整額」という。）の百分の七十
五に相当する額の合算額」と、「たばこ税調整
額」というの百分の七十五に相当する額」と
あるのは「たばこ税調整額」というの百分
の七十五に相当する額及び都に係る平成十七
年地方交付税法等改正法附則第五條第一項第一
号トに掲げる額に平成十七年度減税都区調整率
を乗じて得た額（以下この項において「平成十
七年度減税たばこ税調整額」という。）の百分
の七十五に相当する額の合算額」と、「自動車
取得税交付金」というの交付見込額の百分
の七十五に相当する額」とあるのは「自動車取
得税交付金」というの交付見込額の百分の
七十五に相当する額」とあるのは「自動車取
得税交付金」というの交付見込額の百分の

七十五に相当する額及び都に係る同号チに掲
げる額に平成十七年度減税都区調整率を乗じ
て得た額（以下この項において「平成十七年度
減税地方消費税調整額」という。）の百分の七十
五に相当する額の合算額」と、「たばこ税調整
額」というの百分の七十五に相当する額」と
あるのは「たばこ税調整額」というの百分
の七十五に相当する額及び都に係る平成十七
年地方交付税法等改正法附則第五條第一項第一
号トに掲げる額に平成十七年度減税都区調整率
を乗じて得た額（以下この項において「平成十
七年度減税たばこ税調整額」という。）の百分
の七十五に相当する額の合算額」と、「自動車
取得税交付金」というの交付見込額の百分
の七十五に相当する額」とあるのは「自動車取
得税交付金」というの交付見込額の百分の
七十五に相当する額」とあるのは「自動車取
得税交付金」というの交付見込額の百分の

自動車取得税調整額」というの百分の七十
五に相当する額の合算額」と、「事業所税の収
入見込額」とあるのは「事業所税の収入見込
額（特別区の所得割の収入見込額については基
準税率をもつて算定した特別区の所得割の収入
見込額に平成十七年度減税所得割調整額の百分
の七十五の額を加算した額とし」と、「たばこ
税調整額の百分の七十五の額」とあるのは「た
ばこ税調整額の百分の七十五の額及び平成十七
年度減税たばこ税調整額の百分の七十五の額
の合算額」と、「当該市町村の地方消費税交付金
の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは
「当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額
の百分の七十五の額に平成十七年度減税地方消
費税調整額の百分の七十五の額を加算した額」と
、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入
見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該
市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百
分の七十五の額に平成十七年度減税自動車取得
税調整額の百分の七十五の額を加算した額」と
する。

6 平成十七年度における地方特例交付金等の地
方財政の特別措置に関する法律第十七条の規定
により読み替えられた地方自治法第二百八十二
条第二項の規定の適用については、同項中「交
付金調整額」とあるのは、「交付金調整額並び
に都に係る地方交付税法等の一部を改正する法
律（平成十七年法律第十二号）附則第五條第一
項第一号ホに掲げる額に総務省令で定める率を
乗じて得た額、都に係る同号へに掲げる額に当
該率を乗じて得た額、都に係る同号トに掲げる
額に当該率を乗じて得た額及び都に係る同号チ
に掲げる額に当該率を乗じて得た額」とする。
附則（平成十七年三月三十一日法律第一
五号）抄
この法律は、公布の日から施行する。ただ
し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。
一 次条及び附則第三条の規定 平成十七年四月
一日

附則（平成十七年三月三十一日法律第一
五号）抄
この法律は、公布の日から施行する。ただ
し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。
一 次条及び附則第三条の規定 平成十七年四月
一日
附則（平成十七年三月三十一日法律第一
五号）抄
この法律は、公布の日から施行する。ただ
し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。
一 次条及び附則第三条の規定 平成十七年四月
一日
附則（平成十七年三月三十一日法律第一
五号）抄
この法律は、公布の日から施行する。ただ
し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。
一 次条及び附則第三条の規定 平成十七年四月
一日

の年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の
算定について適用する。
2 平成十九年度分までの地方交付税に係る基準
財政収入額の算定については、第四十条の規定
による改正前の地方交付税法第十四条の規定の
例による。この場合において、同条中「国有資
産等所在市町村交付金及び納付金に関する法
律」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴
う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年
法律第二百二号）附則第九十条の規定によ
りな効力を有することとされる同法第六十一
条の規定による改正前の国有資産等所在市町村
交付金及び納付金に関する法律」とする。
附則（平成十八年三月三十一日法律第八
号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方交付税法第六條の改正規定、
同法附則第三条の二を削る改正規定及び同法
附則第七條の次に一条を加える改正規定、第
二条中交付税及び譲与税配付金特別会計法第
四條の改正規定、同法附則第四條の二及び第
四條の三を削る改正規定並びに同法附則第七
條の二の改正規定並びに第六條及び第八條の
規定並びに附則第二条第二項、第三条第二
項、第八條及び第十條の規定 平成十九年四
月一日
（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税
法（次項において「新交付税法」という。）第
十二条及び第十三條、附則第四条から第四条の
三まで、第六條及び第六條の三並びに別表の規
定は、平成十八年度分の地方交付税から適用す
る。
2 新交付税法第六條及び附則第七條の二の規定
は、平成十九年度分の地方交付税から適用す
る。
附則（平成十八年六月二日法律第五〇
号）抄
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の
日から施行する。
附則（平成十八年六月七日法律第五三
号）抄
この法律は、平成十九年四月一日から施
行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。
一 新交付法第四條の規定により算定された平
成十八年度分の地方交付税の総額
二 イ及びロに掲げる額の合算額
イ 平成十八年度分に係る新法第十條第二項
本文の規定により各地方団体に対して交付
すべき普通交付税の額の合算額
ロ 平成十八年度当初分として交付すべき地
方交付税の額（同年度の交付税及び譲与税
配付金特別会計の当初予算に計上された地
方交付税交付金の額及び平成十七年度分と
して交付すべき地方交付税の総額の特例に
関する法律（平成十八年法律第三号）に基
づき平成十八年度分として交付すべき地方
交付税の総額に加算された額の合算額をい
う。）から当該地方交付税交付金の額のうち
新法第二十条の三第二項の規定により地
方交付税の総額に算入する額として同予算
に計上された額（以下「返還金等の額」と
いう。）を控除した額の百分の六に相当す
る額に返還金等の額を加算した額
附則（平成十九年三月三〇日法律第四
号）抄
この法律は、平成十九年四月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

附則（平成十九年二月一五法律第一
号）
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（平成十八年度分として交付すべき地方交付税
の総額の特例）
第二条 平成十八年度分として交付すべき地方交
付税については、第一号に掲げる額から第二号
に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内
に交付しない。第一条の規定による改正後の
地方交付税法（以下「新法」という。）第六條
第二項の当該年度の前年度以前の年度における
地方交付税として交付すべき地方交付税の総
額に平成十八年度当初分として交付すべき地方交
付税の額を控除した額については、新法第六條
の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、そ
の全額を普通交付税として交付することができる。
一 新法附則第四條の規定により算定された平
成十八年度分の地方交付税の総額
二 イ及びロに掲げる額の合算額
イ 平成十八年度分に係る新法第十條第二項
本文の規定により各地方団体に対して交付
すべき普通交付税の額の合算額
ロ 平成十八年度当初分として交付すべき地
方交付税の額（同年度の交付税及び譲与税
配付金特別会計の当初予算に計上された地
方交付税交付金の額及び平成十七年度分と
して交付すべき地方交付税の総額の特例に
関する法律（平成十八年法律第三号）に基
づき平成十八年度分として交付すべき地方
交付税の総額に加算された額の合算額をい
う。）から当該地方交付税交付金の額のうち
新法第二十条の三第二項の規定により地
方交付税の総額に算入する額として同予算
に計上された額（以下「返還金等の額」と
いう。）を控除した額の百分の六に相当す
る額に返還金等の額を加算した額
附則（平成十九年三月三〇日法律第四
号）抄
この法律は、平成十九年四月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。
一 新交付法第四條の規定により算定された平
成十八年度分の地方交付税の総額
二 イ及びロに掲げる額の合算額
イ 平成十八年度分に係る新法第十條第二項
本文の規定により各地方団体に対して交付
すべき普通交付税の額の合算額
ロ 平成十八年度当初分として交付すべき地
方交付税の額（同年度の交付税及び譲与税
配付金特別会計の当初予算に計上された地
方交付税交付金の額及び平成十七年度分と
して交付すべき地方交付税の総額の特例に
関する法律（平成十八年法律第三号）に基
づき平成十八年度分として交付すべき地方
交付税の総額に加算された額の合算額をい
う。）から当該地方交付税交付金の額のうち
新法第二十条の三第二項の規定により地
方交付税の総額に算入する額として同予算
に計上された額（以下「返還金等の額」と
いう。）を控除した額の百分の六に相当す
る額に返還金等の額を加算した額
附則（平成十九年三月三〇日法律第四
号）抄
この法律は、平成十九年四月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。
一 新交付法第四條の規定により算定された平
成十八年度分の地方交付税の総額
二 イ及びロに掲げる額の合算額
イ 平成十八年度分に係る新法第十條第二項
本文の規定により各地方団体に対して交付
すべき普通交付税の額の合算額
ロ 平成十八年度当初分として交付すべき地
方交付税の額（同年度の交付税及び譲与税
配付金特別会計の当初予算に計上された地
方交付税交付金の額及び平成十七年度分と
して交付すべき地方交付税の総額の特例に
関する法律（平成十八年法律第三号）に基
づき平成十八年度分として交付すべき地方
交付税の総額に加算された額の合算額をい
う。）から当該地方交付税交付金の額のうち
新法第二十条の三第二項の規定により地
方交付税の総額に算入する額として同予算
に計上された額（以下「返還金等の額」と
いう。）を控除した額の百分の六に相当す
る額に返還金等の額を加算した額
附則（平成十九年三月三〇日法律第四
号）抄
この法律は、平成十九年四月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 目次の改正規定、第九条の三の次に一条を加える改正規定、第十条の三第一項、第十一条の三、第十一條の五、第十三條の二第一項、第十四條の九第二項第二号、第十六條の四第十二項、第十七條の二第一項、第十九條の九第二項第三号、第二十條の九の三第五項、第二十三條第一項第四号及び第二十四條の改正規定、第二十四條の二を第二十四條の二の二とし、第二十四條の次に一条を加える改正規定、第二十四條の三、第二十五條の二及び第二十五條の改正規定、「(証券業者等)」を「金融商品取引業者等」に改める部分を除く。、第五十二條第二項第一号の改正規定、第五十三條第一項の改正規定(「第四十四項」を「第四十五項」に改める部分を除く。)、同条第十五項の改正規定(「第四十二條の六第六項若しくは第七項、第四十二條の七第六項若しくは第七項、第四十二條の六第五項、第四十二條の七第五項」に、「第四十二條の十第六項若しくは第七項、第四十二條の十一第六項若しくは第七項」を「第四十二條の十第五項、第四十二條の十一第五項」に、「個別帰属リース特別控除取戻税額等」を「個別帰属特別控除取戻税額等」に改める部分を除く。)、同条第十八項、第二十五項、第二十九項及び第三十二項の改正規定、同条第三十六項の改正規定(「第四十一項」を「第四十二項」に改める部分を除く。)、同条第三十八項の改正規定(「第四十一項」を「第四十二項」に改める部分を除く。)、第五十五條第五項及び第六十二條第一項の改正規定、第二章第一節第三款第四目を削り、同款第五目を同款第四目とする改正規定、第七十一條の七及び第七十二條の改正規定、第七十二條の二の改正規定(同条第一項第一号ロの改正規定(「第二條第十九項」を「第二條第十二項」に改める部分に限る。))及び同条第九項第四号の改正規定を除く。、第七十二條の二の二を第七十二條の二の三とし、第七十二條の二の次に一条を加える改正規定、第七十二條の三、第七十二條の五第一項第五号、第七十二條の十二及び第七十二條の十三の見出しの改正規定、同条第二十六項から第三十一項までを削る改正規定、第七十二條の見出しの改正規定、同条第七項を削る改正規定、第七十二

條の二十四、第七十二條の二十四の二、第七十二條の二十四の四、第七十二條の二十四の六から第七十二條の二十四の八まで、第七十二條の二十四の十一第一項及び第二項、第七十二條の二十五、第七十二條の二十六、第七十二條の二十八、第七十二條の二十九第一項及び第二項、第七十二條の三十第二項、第七十二條の三十一第一項、第七十二條の三十三第三項、第七十二條の三十三の二、第七十二條の三十四、第七十二條の三十七第一項、第七十二條の三十八第一項、第七十二條の三十九、第七十二條の四十第一項、第七十二條の四十一、第七十二條の四十八、第七十二條の四十九の三第一項、第七十二條の四十九の八第一項、第七十二條の五十一第一項、第二章第二節第五款の款名、第七十二條の七十一、第七十二條の七十二、第七十二條の七十八第一項並びに第七十二條の八十の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第七十三條の七第四号及び第五号、第七十二條第一項第四号並びに第七十二條の改正規定、第七十二條の二を第七十二條の二とし、第七十二條の二を第七十二條の二の二とし、第七十二條の二の次に一条を加える改正規定、第二百九十四條の三、第二百九十四條の四、第二百九十六條、第三百二十二條第三項第一号及び第三百二十一條の八第一項の改正規定、同条第十五項の改正規定(「第四十二條の六第六項若しくは第七項、第四十二條の七第六項若しくは第七項」を「第四十二條の六第五項、第四十二條の七第五項」に、「第四十二條の十第六項若しくは第七項、第四十二條の十一第六項若しくは第七項」を「第四十二條の十第五項、第四十二條の十一第五項、第四十二條の十一」に、「個別帰属リース特別控除取戻税額等」を「個別帰属特別控除取戻税額等」に改める部分を除く。)、同条第十八項、第二十五項、第二十九項、第三十二項及び第三十四項、第三百二十一條の十一第五項、第三章第一節第七款の款名、第三百三十五條、第三百四十三條第八項並びに第六百九十九條の四第二項の改正規定並びに第七百三十四條第三項の改正規定(「第四十三項」を「第四十四項」に改める部分を除く。))並びに附則第三條の二の二の次に一条を加える改正規定、附則第五條及び第八條の四の改正規定、附則第九條第十項の改正規定(「第七十二條の十二第三号」を「第七十二條の十二第二号」に改

める部分に限る。)、同条第十二項の改正規定、附則第九條の二の改正規定(同条第一項を削る改正規定、同条第二項の改正規定(「附則第九條の二第二項」を「附則第九條の二」に改める部分に限る。))及び同項を同条とする改正規定を除く。))並びに附則第九條の三の次に一条を加える改正規定並びに附則第十二條及び第十五條から第十七條までの規定、信託法(平成十八年法律第八号)の施行の日

附則 (平成一九年三月三〇日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から六まで 略

七 次に掲げる規定 信託法(平成十八年法律第八号)の施行の日

ル 第十二条中租税特別措置法の目次の改正規定(「第一条・第二条」を「第一条」第二條の二)に改める部分及び「第八十六條の六」を「第八十六條の五」に改める部分に限る。)、同法第十二條の改正規定、同法第一章中同条の次に一条を加える改正規定、同法第三条の二の改正規定(「特定目的信託」を「特定受益証券発行信託」に改め、「規定する配当等」の下に「(同項に規定する剰余金の配当を除く。)」を加える部分に限る。)、同法第三条の三第五項の改正規定、同法第六條第三項の改正規定、同法第八條の二第一項の改正規定(同項中「配当等」を「剰余金の配当で」に改める部分及び同項第二号中「第二百三十條第四号」を「第二百三十條第一項第四号」に改める部分に限る。)、同法第八條の三第一項の改正規定(「受益証券」を「受益権」に改める部分を除く。)、同条第二項の改正規定(「受益証券」を「受益権」に改める部分を除く。)、同条第五項の改正規定、同法第九條第一項の改正規定(同項第一号中「受益証券」を「受益権」に、「第二條第二十八項」を「第二條第二十二項」に改める部分、同項第二号中「受益証券」を「受益権」に改める部分、同法第四号に係る部分及び

同項第八号に係る部分を除く。)、同条第三項の改正規定、同法第九條の二第四項の改正規定、同法第九條の四第一項の改正規定(「特定目的信託」を「若しくは特定受益証券発行信託の受益権、社債的受益権」に改める部分に限る。)、同条第二項の改正規定(「受益証券」を「受益権」に改める部分を除く。)、同条第三項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第九條の五の次に一項の改正規定、同法第二十八條の四の改正規定、同法第三十二條第二項の改正規定(同項第二号中「第二條第十九項」を「第二條第十二項」に改める部分及び「第二條第二十一項」を「第二條第十四項」に改める部分を除く。)、同法第三十七條の十第二項第六号の改正規定、同条第三項第一号の改正規定(「法人の合併」の下に「(法人課税信託に係る信託の併合を含む。以下この号において同じ。)」を加える部分及び「合併法人」の下に「(信託の併合に係る新たな信託である法人課税信託に係る所得税法第六條の三に規定する受託法人を含む。)」を加える部分に限る。)、同項第二号の改正規定(「又は出資以外の」を「若しくは出資又は分割承継法人との間に当該分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式若しくは出資のいずれか一方の株式又は出資以外の」に改める部分及び「されたもの」に限る)を「されたものを除く」に改める部分を除く。)、同項第三号の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第三十七條の十一第一項の改正規定(同項中「同条第四項」を「同項第五号」に改め、「株式等証券投資信託」の下に「(第三條の二に規定する特定株式投資信託を除く。)」を加える部分及び同項第四号に係る部分に限る。)、同法第三十七條の十四第一項第三号の改正規定、同法第三十九條第一項第三号の改正規定、同法第四十條の四第二項第三号の改正規定(「株式等」を「株式等の数」に改める部分を除く。)、同条第四項第一号の改正規定、同条に二項を加える改正規定、同法第四十條の五の改正規定、同法第二章第

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一九年五月二三日法律第五三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一九年六月二七日法律第九六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二〇年二月一四日法律第四二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二〇年四月三〇日法律第二二号) 抄

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十年度分の地方交付税から適用し、平成十九年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

附則 (平成二二年二月二〇日法律第一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二二年三月三一日法律第九号) 抄

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第二十三条 前条の規定による改正後の地方交付税法(以下この条において「新地方交付税法」という。)第十四条の規定は、平成二十一年度分の地方交付税から適用し、平成二十年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

附則 (平成二二年三月三一日法律第九号) 抄

2 平成二十一年度分の地方交付税に限り、附則第三十三条の規定による改正後の地方交付税法等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二

十五号)第三十九条の規定により読み替えられた新地方交付税法第十四条の規定の適用については、同条第一項中「当該道府県の普通税(法定外普通税を除く。)」とあるのは「当該道府県の普通税(法定外普通税を除き、自動車取得税及び軽油引取税にあつては、それぞれ地方税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第九号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下この項において「旧法」という。))の規定による自動車取得税及び軽油引取税を含むものとする。」と、「(以下「自動車取得税交付金」という。)」とあるのは「(旧法第六百九十九条の三十二の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金を含む。以下「自動車取得税交付金」という。)」と、「(以下「軽油引取税交付金」という。)」とあるのは「(旧法第七百条の四十九第一項の規定により指定市に対し交付するものとされる軽油引取税に係る交付金を含む。以下「軽油引取税交付金」という。)」と、「航空機燃料譲与税」とあるのは「航空機燃料譲与税並びに地方道路譲与税」と、同条第三項の表道府県の項中「前年度の地方揮発油譲与税の見込額」とあるのは「平成二十一年度分の地方揮発油譲与税の見込額」として総務省令で定めるところにより算定した額」と

Table with 2 columns: 十九 航空機燃料譲与税, 十九の二 地方道路譲与税. Rows: とあるのは、前年度の航空機燃料譲与税の見込額、平成二十一年度分の地方道路譲与税の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

と、同表市町村の項中「前年度の地方揮発油譲与税の見込額」とあるのは「平成二十一年度分の地方揮発油譲与税の見込額」として総務省令で定めるところにより算定した額」と

3 平成二十二年度分の地方交付税に限り、附則第三十三条の規定による改正後の地方交付税法等に関する暫定措置法第三十九条の規定により読み替えられた新地方交付税法第十四条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十三号の二及び市町村の項第十五号中「地方揮発油譲与税の見込額」とあるのは、「地方揮発油譲与税の見込額と前年度の地方道路譲与税の見込額との合算額」とする。

(政令への委任)
第十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附則 (平成二二年三月三一日法律第五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十二年分までの地方交付税から適用し、平成二十一年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。
(雇用対策・地域資源活用臨時特例費の基準財政需要額への算入)
第三条 平成二十二年度に限り、各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

Table with 4 columns: 地方団体の種類, 経費の種類, 測定単位, 単位費用. Rows: 道府県 (雇用対策・地域資源活用臨時特例費), 市町村 (雇用対策・地域資源活用臨時特例費)

Table with 2 columns: 十五 航空機燃料譲与税, 十五の二 地方道路譲与税. Rows: とあるのは、前年度の航空機燃料譲与税の見込額、平成二十一年度分の地方道路譲与税の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

2 平成二十一年度分の地方交付税に限り、附則第三十三条の規定による改正後の地方交付税法等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人
----	--------------------------------	---

附則（平成二十二年三月三十一日法律第一二二号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項及び別表第一の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二十二年二月三日法律第六三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（平成二十二年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例）

第二条 平成二十二年度分として交付すべき地方交付税については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）第六十二条の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十三年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

（新法附則第四条の規定により算定された平成二十二年度分の地方交付税の総額）

一 平成二十二年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ イに規定する合算額の九十四分の六に相当する額に新法第二十条の第三項の規定により平成二十二年度分の地方交付税の総額に算入された額を加算した額

イ 平成二十二年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ イに規定する合算額の九十四分の六に相当する額に新法第二十条の第三項の規定により平成二十二年度分の地方交付税の総額に算入された額を加算した額

イ 平成二十二年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ イに規定する合算額の九十四分の六に相当する額に新法第二十条の第三項の規定により平成二十二年度分の地方交付税の総額に算入された額を加算した額

イ 平成二十二年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ イに規定する合算額の九十四分の六に相当する額に新法第二十条の第三項の規定により平成二十二年度分の地方交付税の総額に算入された額を加算した額

イ 平成二十二年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ イに規定する合算額の九十四分の六に相当する額に新法第二十条の第三項の規定により平成二十二年度分の地方交付税の総額に算入された額を加算した額

イ 平成二十二年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ イに規定する合算額の九十四分の六に相当する額に新法第二十条の第三項の規定により平成二十二年度分の地方交付税の総額に算入された額を加算した額

イ 平成二十二年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ イに規定する合算額の九十四分の六に相当する額に新法第二十条の第三項の規定により平成二十二年度分の地方交付税の総額に算入された額を加算した額

イ 平成二十二年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

六条の二第二項及び第三項並びに第十五条第二項の規定の適用については、新地方交付税法第六条の二第二項中「百分の九十六」とあるのは「百分の九十四」と、同条第三項中「百分の四」とあるのは「百分の六」と、新地方交付税法第十五条第二項中「二分の一」とあるのは「三分の一」とする。

附則（平成二十三年五月二日法律第三五七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十三年六月二日法律第七四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成二十三年六月三〇日法律第八三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から五まで 略

六 第十四条（地方自治法別表第一地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の項の改正規定に限る）、第十五条及び第十六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十四条、第八十五条、第八十六条及び第九十四条、第九十九条（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）附則第一条第二項ただし書の改正規定（許可を得たもの）の下に「（発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされたもの）のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなる」と認められるものを含む。）を加える部分に限る。）に限る。）及び第二百三十三条第一項の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）

附則（平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から五まで 略

六 第十四条（地方自治法別表第一地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の項の改正規定に限る）、第十五条及び第十六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十四条、第八十五条、第八十六条及び第九十四条、第九十九条（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）附則第一条第二項ただし書の改正規定（許可を得たもの）の下に「（発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされたもの）のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなる」と認められるものを含む。）を加える部分に限る。）に限る。）及び第二百三十三条第一項の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）

附則（平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から五まで 略

六 第十四条（地方自治法別表第一地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の項の改正規定に限る）、第十五条及び第十六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十四条、第八十五条、第八十六条及び第九十四条、第九十九条（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）附則第一条第二項ただし書の改正規定（許可を得たもの）の下に「（発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされたもの）のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなる」と認められるものを含む。）を加える部分に限る。）に限る。）及び第二百三十三条第一項の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）

附則（平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成二十三年八月三〇日法律第一〇七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十三年二月二日法律第一一六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十四年三月三十一日法律第一八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

第二条 地方交付税法の一部改正に伴う経過措置（地方交付税法の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十四年度分の地方交付税から適用し、平成二十三年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。）

附則（平成二十四年八月二日法律第六九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第四条の規定並びに附則第十六条、第二十条及び第二十三条の規定（平成三十一年四月一日）

三 略

四 第五条の規定並びに附則第十七条、第二十条及び第二十五条の規定（令和二年四月一日）

（第三条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 第三条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十六年度分の地方交付税から適用し、平成二十五年分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（第四条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 第四条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、令和元年度分の地方交付税から適用し、平成三十年分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（第五条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 第五条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、令和元年度分までの地方交付税から適用し、令和元年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十五年三月六日法律第一号）抄

適用し、平成三十年分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（第五条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 第五条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、令和元年度分までの地方交付税から適用し、令和元年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十五年三月六日法律第一号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。
（平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の平成二十五年分における交付税の総額の特例）

2 平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額のうち第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下この項において「新法」という。）附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十五年分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

この場合における平成二十四年度における地方交付税の交付については、新法附則第十一条の規定にかかわらず、同号に掲げる額から同号に規定する平成二十四年度当初通常収支交付税額及び四百九十九万五千円を控除した額を普通交付税として交付することができる。

一 新法附則第四条の規定により算定された平成二十四年度分の地方交付税の総額から新法附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額を控除した額

二 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 平成二十四年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ 平成二十四年度当初通常収支交付税額（平成二十四年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額から第一条の規定による改

正後の地方交付税の額から第一条の規定による改

正後の地方交付税の額から第一条の規定による改

正後の地方交付税の額から第一条の規定による改

正後の地方交付税の額から第一条の規定による改

正後の地方交付税の額から第一条の規定による改

正後の地方交付税の額から第一条の規定による改

正後の地方交付税の額から第一条の規定による改

正後の地方交付税の額から第一条の規定による改

正後の地方交付税の額から第一条の規定による改

正後の地方交付税の額から第一条の規定による改

正前の地方交付税法附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千四百九十億二千九百七十八万九千円を控除した額及び東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）第五条の規定に基づき平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算された額の合算額をいう。）から返還金等の額（当該地方交付税交付金の額のうち新法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び四千九百九十九万五千円を加算した額

附則（平成二十五年三月三〇日法律第四号）抄

第一条（施行期日） この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

第二条（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置） 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十五年分までの地方交付税から適用し、平成二十四年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

第三条（地域） 平成二十五年分限り、各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地域の元気づくり推進費	人口	円 一人につき 五二八
市町村	地域の元気づくり推進費	人口	円 一人につき 二六二

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定

の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

附則（平成二十六年二月一七日法律第二号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。

第二条（平成二十五年分として交付すべき地方交付税の総額のうちこの法律の規定による改正後の地方交付税法（以下この項において「新法」という。）附則第十一条に規定する平成二十五年分震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しない額として、平成二十六年分として交付すべき地方交付税の総額に算入して交付することができる。

第三条（平成二十六年分における地方交付税に係る地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に限り、同条第三項の表市町村の項第一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額」として総務大臣が定める額」とする。

第四条（第二条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置） 第二条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に限り、同条第三項の表市町村の項第一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額」として総務大臣が定める額」とする。

附則（平成二十七年二月二日法律第一号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。

第二条（平成二十六年分として交付すべき地方交付税の総額のうちこの法律の規定による改正後の地方交付税法（以下この項において「新法」という。）附則第十一条に規定する平成二十六年分震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しない額として、平成二十七年分として交付すべき地方交付税の総額に算入して交付することができる。

第三条（平成二十七年分における地方交付税に係る地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に限り、同条第三項の表市町村の項第一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額」として総務大臣が定める額」とする。

改正前の地方交付税法附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための六千五百三十億二千九百七十八万九千円を控除した額及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第一号）附則第二項の規定に基づき平成二十五年分として交付すべき地方交付税の総額に算入された額の合算額をいう。）から返還金等の額（当該地方交付税交付金の額のうち新法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額

附則（平成二十六年三月三十一日法律第五号）抄

第一条（施行期日） この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに附則第四条及び第六条の規定は、平成二十六年十月一日から施行する。

第二条（第一条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置） 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十六年分までの地方交付税から適用し、平成二十五年分までの地方交付税については、なお従前の例による。

第三条（平成二十六年分における地方交付税に係る地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に限り、同条第三項の表市町村の項第一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額」として総務大臣が定める額」とする。

第四条（第二条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置） 第二条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に限り、同条第三項の表市町村の項第一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額」として総務大臣が定める額」とする。

附則（平成二十七年三月三十一日法律第二号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。

第二条（平成二十六年分として交付すべき地方交付税の総額のうちこの法律の規定による改正後の地方交付税法（以下この項において「新法」という。）附則第十一条に規定する平成二十六年分震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しない額として、平成二十七年分として交付すべき地方交付税の総額に算入して交付することができる。

平成二十六年分として交付すべき地方交付税の総額のうちこの法律の規定による改正後の地方交付税法（以下この項において「新法」という。）附則第十一条に規定する平成二十六年分震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しない額として、平成二十七年分として交付すべき地方交付税の総額に算入して交付することができる。

第三条（平成二十七年分における地方交付税に係る地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に限り、同条第三項の表市町村の項第一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額」として総務大臣が定める額」とする。

附則（平成二十七年三月三十一日法律第二号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。

第二条（平成二十六年分として交付すべき地方交付税の総額のうちこの法律の規定による改正後の地方交付税法（以下この項において「新法」という。）附則第十一条に規定する平成二十六年分震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しない額として、平成二十七年分として交付すべき地方交付税の総額に算入して交付することができる。

第三条（平成二十七年分における地方交付税に係る地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に限り、同条第三項の表市町村の項第一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額」として総務大臣が定める額」とする。

附則（平成二十七年三月三十一日法律第二号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第一条第二号の改正規定（「平成二十七年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める部分に限る。）並びに第四条中地方税法等の一部を改正する法律附則第一条第四号及び第六号の改正規定、同法附則第十三条第二項の改正規定並びに同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定 公布の日

（政令への委任）
第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十七年三月三十一日法律第三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、平成二十七年分までの地方交付税から適用し、平成二十六年分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（平成二十七年分における基準財政収入額の算定方法の特例）
第三条 平成二十七年分までの地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に限り、同条第三項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

附則（平成二十七年九月四日法律第六三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七

条（都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。）、第五十条、第九十条並びに第九十五条の規定 公布の日（以下「公布日」という。）

（政令への委任）
第一百五十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十八年一月二六日法律第四号）

（施行期日）
 1 この法律は、公布の日から施行する。
 （平成二十七年分として交付すべき地方交付税の総額の一部の平成二十八年分における交付等）

2 平成二十七年分として交付すべき地方交付税の総額のうちこの法律による改正後の地方交付税法（以下この項において「新法」という。）附則第十一条に規定する平成二十七年分震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しない年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十八年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。この場合における平成二十七年分における地方交付税の交付については、新法附則第十一条の規定にかかわらず、同号に掲げる額から同号ロに規定する平成二十七年分当初通常収支交付税額を控除した額を普通交付税として交付することができる。

一 新法附則第四条の規定により算定された平成二十七年分として交付すべき地方交付税の総額から新法附則第十一条に規定する平成二十七年分震災復興特別交付税額を控除した額

二 イ及びロに掲げる額の合算額
 イ 平成二十七年分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額
 ロ 平成二十七年分当初通常収支交付税額（平成二十七年分の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額からこの法律による改正前の地方交付税法附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千

八百九十八億千八百五十六千円を控除した額及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第一号）附則第二項の規定に基づき平成二十七年分として交付すべき地方交付税の総額に加算された額の合算額をいう。）から返還金等の額（当該地方交付税交付金の額のうち新法第二十条の第三項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法附則第八項中第一項を第三項とし、第七項から第十項までを二項ずつ繰り下げ、第六項の次に二項を加える改正規定並びに第六条（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十七条第二項の改正規定及び次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条第十二項及び第十三項並びに第十六条第十一項及び第十二項の規定 公布の日

二から五の二まで 略
 五の三 第七条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三十七条、第三十七条の三第一項、第四十七条の二及び第四十七条の四の規定 平成三十一年四月一日

五の四 第二条（第四号及び第五号の二に掲げる改正規定を除く。）、第七条中地方財政法第三十三條の四第一項の改正規定及び同法第三十三條の五の八の次に一條を加える改正規定並びに第九條並びに附則第四条第二項、第六条（第六項を除く。）、第十三條、第十四條、第十七條第二項及び第三項、第二十條（第二項を除く。）、第三十一條、第三十二條、第三十五條（次号に掲げる改正規定を除く。）、第三十七條の三第二項、第三十九條、第四十条、第四十一条（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五十一条の二の改正規定に限る。）、第四十二条から第四十七条まで、第四十八条、第五十条並びに第五十二条から第五十六条までの規定 令和元年十月一日

五の四の二 略
 五の五 第七条の二並びに附則第三十五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十二条の改正規定に限る。）、第三十六条、第三十七条の二、第三十八条、第四十七条の三及び第四十七条の五の規定 令和二十八年四月一日

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第三十七条の三 附則第三十七条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項及び第三項の規定は、令和元年度分の地方交付税に係る同条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成三十年度分までの地方交付税に係る附則第三十七条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

令和元年度分の地方交付税について、附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以後において、地方交付税法第十条第三項ただし書の規定により、普通交付税の額を決定し、又は既に決定した普通交付税の額を変更する場合における同法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項、自動車取得税	、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び第三項において「改正前地方税法」という。）に規定する自動車取得税
同法第一百四十三条	改正前地方税法第一百四十三条
地方税法等の一部を改正する等の法律	環境性能制

（施行期日）
第一条 この法律は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第二十四条の規定 公布の日
- 二 附則第十一条（地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第四条の三第一項及び第三十三條の五の三の改正規定に限る。）、第十二条第一項及び第十三条から第十五条までの規定 平成三十二年四月一日

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第十四条 前条の規定による改正後の地方交付税法（次項及び第三項において「新地方交付税法」という。）第十四条第一項及び第三項の規定は、令和二年度分の地方交付税に係る同条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、令和元年度分までの地方交付税に係る前条の規定による改正前の地方交付税法（次項において「旧地方交付税法」という。）第十四条の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

2 新地方交付税法附則第八条の規定は、令和二年度以降の年度分に係る同条に規定する基準税額等のうち算定過小又は算定過大と認められる額の算定について適用し、平成二十九年度分、平成三十年度分及び令和元年度分に係る旧地方交付税法附則第八条に規定する基準税額等のうち算定過小又は算定過大と認められる額の算定については、なお従前の例による。この場合において、平成二十九年度分、平成三十年度分及び令和元年度分に係る同条の規定の適用については、同条中「当該年度以後三年度以内の年度の基準税額等」とあるのは、「当該年度以後三年度以内の年度分の基準税額等（令和二年度以降の年度分においては特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）附則第十三条による改正後の第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち、特別法人事業譲与税に係る同表の基準税額等を含む。）」とする。

3 令和二年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十二号中「前年度の特別法人事業譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の特別法人事業譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（平成三十一年三月二九日法律第五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、令和元年度分の地方交付税から適用し、平成三十年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（令和元年度における基準財政収入額の算定方法の特例）
第三条 令和元年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

2 この法律の施行の日（附則第五条第二項において「施行日」という。）から地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新地方交付税法附則第七条の四の規定の適用については、同条第一号中「平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（次号ホにおいて「平成二十八年改正前の地方税法」という。）に規定する自動車取得税」とあるのは、「自動車取得税」と、同号リ中「平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別譲与税」とあるのは、「地方法人特別譲与税」と、同条第二号ホ中「平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車取得税交付金」とあるのは、「自動車取得税交付金」と、同号ヘ中「地方税法第七十七條の六」とあるのは、「平成三十一年地方税法等改正法第二条の規定による改正後の地方税法第七十七條の六」とする。

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（令和二年三月三十一日法律第五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日法律第六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、令和二年度分の地方交付税から適用し、令和元年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

附則（令和三年二月三日法律第三号）
この法律は、公布の日から施行する。
附則（令和三年三月三十一日法律第八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、令和三年度分の地方交付税から適用し、令和二年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（令和三年度における基準財政収入額の算定方法の特例）
第三条 令和三年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十二号中「前年度の特別法人事業譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の特別法人事業譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同項第十七号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同表市町村の項第十二号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」と、同項第二十一号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

（施行期日）
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正等）
第十条
2 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第五条の規定は、令和三年度分の地方交付税から適用する。

附則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）
第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）
第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七條第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二條第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七條第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二條第一項の省令としての効力を有するものとする。

(政令への委任)
第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附則 (令和三年二月二四日法律第八号)
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費の基準財政需要額への算入)

第二条 令和三年度に限り、各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第一

条の規定による改正後の地方交付税法(次条において「新法」という。)第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	測定単位	単位費用
道府県	人口	円 一人につき 一、八〇〇
市町村	人口	円 一人につき 一、八〇〇
臨時経済対策費	人口	円 一人につき 一、八〇〇
臨時財政対策債償還基金費	人口	円 一人につき 一、八〇〇

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、臨時経済対策費に係る測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	基礎	表示
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人
臨時財政対策のた	地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第三十条の五の二第一項の規定により令和三年度において起こすことができることとされた地方債の額	千円

(令和三年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の令和四年度における交付)

第三条 令和三年度分として交付すべき地方交付税の総額のうち新法附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しない前年度の地方交付税でまだ交付していない額として、令和四年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

新法附則第四条の規定により算定された令和三年度分として交付すべき地方交付税の総額から新法附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額を控除した額

イ 令和三年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ イに規定する合算額から一兆五千億円を控除した額の九十四分の六に相当する額に

新法第二十条の三第二項の規定により令和三年度分の地方交付税の総額に算入された額を加算した額

附則 (令和四年三月三十一日法律第一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

附則 (令和四年三月三十一日法律第二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

第二条 地方交付税法の一部改正に伴う経過措置(地方交付税法(次条において「新地方交付税法」という。)の規定は、令和四年度分の地方交付税から適用し、令和三年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

(令和四年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第三条 令和四年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十二号中「前年度の特別法人事業譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の特別法人事業譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同項第十七号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同項第二十一号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

附則 (令和四年六月二二日法律第七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の施行の日から施行する。

附則 (令和四年二月九日法律第九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和四年二月九日法律第九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 令和四年度に限り、各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法(次条において「法」という。)第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	測定単位	単位費用
道府県	人口	円 一人につき 一、八〇〇
市町村	人口	円 一人につき 一、八〇〇
臨時経済対策費	人口	円 一人につき 一、八〇〇

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定 測定単位の数値の算定の基礎
単位 表示
人口 調査の結果による当該地方団体の人口

(令和四年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の令和五年度における交付)

第三条 令和四年度分として交付すべき地方交付税の総額のうち法附則第十一条に規定する令和四年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しない前年度の地方交付税でまだ交付していない額として、令和五年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

新法附則第四条の規定により算定された令和三年度分として交付すべき地方交付税の総額から新法附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額を控除した額

イ 令和三年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の合算額

一 法附則第四条の規定により算定された令和四年度分として交付すべき地方交付税の総額から法附則第十一条に規定する令和四年度震災復興特別交付税額を控除した額

二 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 令和四年度分に係る法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ イに規定する合算額の九十四分の六に相当する額に法第二十条の三第二項の規定により令和四年度分の地方交付税の総額に算入された額を加算した額

附則 (令和五年三月三十一日法律第二号) 抄

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

第二条 地方交付税法の一部改正に伴う経過措置

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和五年五月二十六日法律第三四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和五年二月六日法律第八三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 令和五年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第一条の規定による改正後の地方交付税法(次条において「新法」という。)第十一条の規定における基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一人	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	測定単位の数値の算定の基礎	一人につき
一人	調査の結果による当該地方団体の人口	測定単位の数値の算定の基礎	一人につき
一人	調査の結果による当該地方団体の人口	測定単位の数値の算定の基礎	一人につき

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一人	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	測定単位の数値の算定の基礎	一人につき
一人	調査の結果による当該地方団体の人口	測定単位の数値の算定の基礎	一人につき
一人	調査の結果による当該地方団体の人口	測定単位の数値の算定の基礎	一人につき

法律第二十四条) 第三条の規定による改正前の地方財政法(昭和二十二年法律第九号)第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五号) 第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五号) 第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額

(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五号) 第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三号) 第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年から平成二十八年までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第六号) 第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三

三条の五の二第一項の規定により平成二十九年から令和元年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第二号) 第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和二年から令和四年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(8) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和五年度において起こすことができることとされた地方債の額

第三条 令和五年度分として交付すべき地方交付税の総額のうち新法附則第十一条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しない年度における地方交付税にまだ交付していない額として、令和六年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

新法附則第四条の規定により算定された令和五年度分として交付すべき地方交付税の総額から新法附則第十一条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額を控除した額

イ 令和五年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ イに規定する合算額から三千億円を控除した額の九十四分の六に相当する額に新法第二十条の三第二項の規定により令和五年度分の地方交付税の総額に算入された額及び百五十億円を加算した額

附則 (令和六年三月三十一日法律第五号) 抄

地 方 団 体 の 種 類	経費の種類	測定単位	単位費用
	種類		円

別表第一（第十二条第四項関係）

（施行期日）
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。
 （地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、令和六年度分の地方交付税から適用し、令和五年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。
 （令和六年度における基準財政収入額の算定方法の特例）
第三条 令和六年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十六号中「前年度の航空機燃料譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の航空機燃料譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同項第十七号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同項第十八号中「前年度の航空機燃料譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の航空機燃料譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同項第十九号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」と、同項第二十号中「前年度の航空機燃料譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の航空機燃料譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同項第二十一号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

附 則（令和六年五月二十九日法律第四〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

道府県	
警察費	警察職員数 一人につき八、六八七、〇〇〇
二 土 木 費	道路の面積 千平方メートルにつき一三七、〇〇〇 道路の延長 一キロメートルにつき一、八九三、〇〇〇
1 道 路 橋 り よう 費	河川の延長 一キロメートルにつき一九二、〇〇〇 港 湾 にお け る 係 留 設 施 の 延 長 一メートルにつき九、五〇〇 港 湾 にお け る 係 留 設 施 の 延 長 一メートルにつき五、二〇〇 漁 港 にお け る 係 留 設 施 の 延 長 一メートルにつき二〇〇 漁 港 にお け る 係 留 設 施 の 延 長 一メートルにつき二〇〇 郭 施 設 の 延 長 一メートルにつき一、二八〇 郭 施 設 の 延 長 一メートルにつき一、二八〇
3 港 湾 費	人口 一人につき一、二八〇
2 河 川 費	人口 一人につき一、二八〇
4 そ の 他 の 土 木 費	人口 一人につき一、二八〇
3 教 育 費	教職員数 一人につき五、九八八、〇〇〇
1 小 学 校 費	教職員数 一人につき五、九八八、〇〇〇
2 中 学 校 費	教職員数 一人につき五、九八八、〇〇〇
3 高 等 学 校 費	教職員数 一人につき六、七三六、〇〇〇 生徒数 一人につき六二、一〇〇
4 特 別 支 援 学 校 費	教職員数 一人につき五、五八三、〇〇〇 学級数 一学級につき二、一八八、〇〇〇
5 そ の 他 の 教 育 費	人口 一人につき二、一八八、〇〇〇 高等専門学校及び大学の学生の数 一人につき二、一八八、〇〇〇 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 一人につき三、一七四、〇〇〇
4 生 活 保 護 費	町村部人口 一人につき九、四五〇
1 生 活 保 護 費	人口 一人につき七、五一〇
2 社 会 福 祉 費	人口 一人につき七、五一〇
3 社 会 福 祉 費	人口 一人につき七、五一〇
3 衛 生 費	人口 一人につき一、四〇九
4 こ ども 育 成 費	十八歳以下人口 一人につき九八、六〇〇
5 高 齢 者 保 健 福 祉 費	六十五歳以上人口 一人につき五八、二〇〇
6 労 働 費	人口 一人につき四、五〇〇
5 産 業 経 済 費	人口 一人につき九八、三〇〇
1 農 業 行 政 費	農家数 一戸につき一、一七〇
2 林 野 行 政 費	公有以外の林野の面積 一ヘクタールにつき五、三二〇 公有林野の面積 一ヘクタールにつき一五、五〇〇
3 水 産 行 政 費	水産業者数 一人につき三、六五〇
4 商 工 行 政 費	人口 一人につき二、〇五〇
6 総 務 費	世帯数 一世帯につき五、七〇〇
1 徴 税 費	恩給受給権者数 一人につき八二九、〇〇〇
2 恩 給 費	人口 一人につき五、五三三
3 地 域 振 興 費	人口 一人につき五、五三三
7 災 害 復 旧 費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行している債権 千円につき九、五〇〇
8 補 正 予 算 債 償 還 費	平成十四年度から平成十六年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金 千円につき八、〇〇〇
6 産 業 経 済 費	平成十六年度から令和五年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行している債権 千円につき三、三三三

面積	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	八対策事業債償還費	九正算補償還費	十地方税減填償還費	面積
一平方キロメートルにつき一〇、〇〇〇	千円につき八〇〇	千円につき八〇〇	千円につき八〇〇	千円につき三九	一平方キロメートルにつき一〇、〇〇〇

十一財源対策償還費	十二減税補填償還費	十三臨時財政対策償還費	十四東日本大震災全国緊急防災等施策償還費	十五国土強靱化施策償還費	面積
平成十三年度から令和五年度までの各年度の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起すことができないこととされた地方債の額	臨時財政対策の度から令和五年度までの各年度において特別に起すこととされることとされた地方債の額	平成二十五年から令和五年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災等施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	令和元年度から令和五年度までの各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき三三
千円につき六〇	千円につき六〇	千円につき六〇	千円につき五二	千円につき二七	千円につき三三

別表第二(第十二条第五項関係)	地方団体の種類	測定単位	単位費用
	道府県	人口	円
市町村	面積	人口	円
	面積	一人につき	九、七四〇
	人口	一人につき	一、〇六二、〇〇〇
	面積	一人につき	一、〇〇〇
	人口	一人につき	一、〇〇〇